

# 健康食品調査（ベトナム）

2024年3月

ベトナム輸出支援プラットフォーム

- ◆ 本レポートは、日本からベトナムへの輸出を検討する企業・関係者のため、基本的情報提供を行うことを目的として作成したものです。日本政府、ベトナム政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本レポートの内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

## 目次

0.	はじめに.....	5
0.1.	日本の健康食品に関する制度について.....	5
0.2.	本報告書における「健康食品」の定義.....	5
1.	食品の定義・分類.....	5
1.1.	食品の定義.....	5
1.2.	食品の分類.....	6
1.3.	健康食品.....	6
2.	健康食品の輸入・流通に関する規制.....	7
2.1.	製品自己公表/製品公表登録.....	8
2.2.	食品衛生・安全検査.....	12
2.3.	食品販売施設の食品安全証明.....	15
2.4.	サンプル持ち込み.....	16
3.	健康食品の商品ラベルに関する規制.....	16
3.1.	商品ラベルの一般規定.....	16
3.2.	各種健康食品の商品ラベル規定.....	18
3.3.	各種健康食品の強調表示に関する規制.....	21
4.	ベトナムの健康食品市場.....	24
4.1.	市場背景.....	24
4.2.	ベトナムにおける健康食品の市場規模.....	29
4.3.	健康食品関連事業者一覧.....	31
4.3.1.	健康食品の製造・販売事業者.....	31
4.3.2.	健康食品の販売事業者.....	35
4.3.3.	健康食品を販売する小売店 - スーパーマーケット.....	36
4.3.4.	健康食品を販売する小売店 - 薬局チェーン.....	37
4.3.5.	健康食品を販売する小売店 - コンビニ、ミニスーパー、ドラッグストア.....	38
4.4.	一般に流通している製品例.....	39
4.4.1.	健康食品の例 - 食品・飲料系.....	39
4.4.2.	健康食品の例 - 効果による分類.....	43
4.5.	流通・販売チャネル.....	55
5.	法令違反・行政処分事例.....	57
6.	健康食品の消費トレンド.....	58
6.1.	健康食品に対する意識・嗜好.....	59
6.2.	特定状況化で購入される健康食品.....	60
6.3.	日本と他国の健康食品の比較.....	60

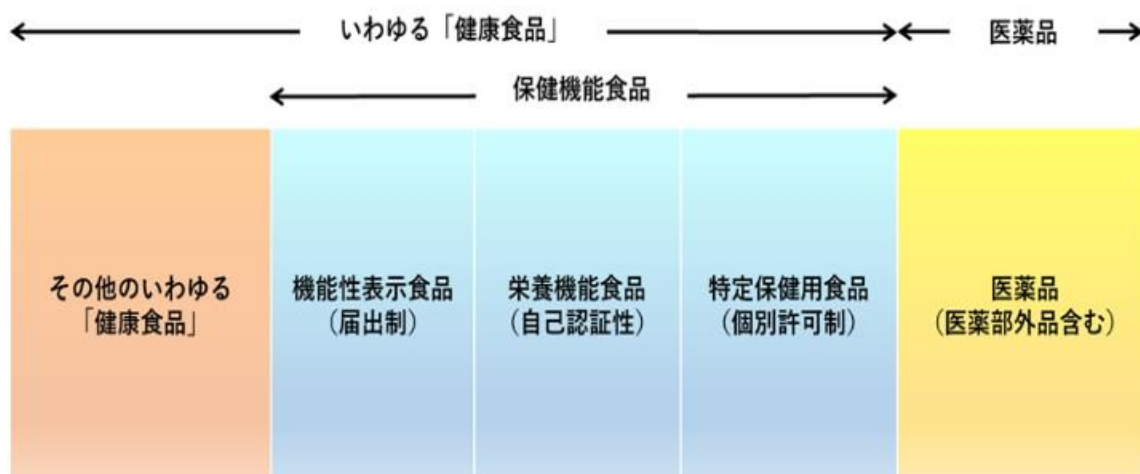
6.4.	参考情報：ベトナムローカルの製造事業者.....	64
6.5.	サプリメント以外の健康食品の消費動向.....	65
6.6.	ベトナムでの商品展開の留意点 - ベトナム流通業者からの意見.....	67
6.6.1.	市場浸透戦略についての留意点 .....	67
6.6.2.	製品についての留意点 .....	68

## 0. はじめに

### 0.1.日本の健康食品に関する制度について

日本において健康食品と呼ばれるものについては法律上の定義はなく、医薬品以外で経口摂取され、広く健康の保持増進に資する食品として販売されている、あるいはそのような効果を期待して摂取されるすべての食品を指す。

そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」がある<sup>1</sup>。



### 0.2.本報告書における「健康食品」の定義

本報告書では、健康食品は食品安全法第2条第23項によって定義されるものとする。すなわち、健康食品とは、補助食品、保健用食品、医療用食品を含む、人間の身体機能を補助し、体をリラックスさせ、抵抗力を高め、疾病にかかるリスクを低減することを目的として使用される食品のことである。

#### 1. 食品の定義・分類

##### 1.1.食品の定義

経口摂取される食品と医薬品は以下の定義によって区別される。

表 1: 経口摂取型製品

用語	定義
食品 (食品安全法第2条第20項)	ヒトが生で、あるいは前処理、調理、加工もしくは保存された形で食べたり飲んだりする製品のことであり、食品には美容品、たばこ及びその他の医薬品として使用される物質は含まれないものとする
医薬品	疾病の予防、治療、診断または生理学的機能の修正を目

<sup>1</sup> [厚生労働省「いわゆる健康食品のホームページ」](#)

(薬事法第2条第2項)	的としてヒトに使用される物質または物質の混合物で、健康食品を除く医薬品の完成品、原薬、ワクチン、バイオ医薬品を含むものとする
-------------	--

## 1.2. 食品の分類

ベトナム法規では、食品は以下の種類に分類される。

**表 2: 食品の分類・定義**

用語	定義
生鮮食品 (食品安全法第2条第21項)	調理、加工されていない食品で、生肉、卵、鮮魚、水産物、野菜、根菜、果物およびその他の未調理・加工食材を含む
微量栄養素強化食品 (食品安全法第2条第22項)	公共の健康のために、または公共の特定のグループの人間に、ビタミン、ミネラル、微量物質の欠乏を克服、予防するためにそれらを補充する食品のこと
健康食品 (食品安全法第2条第23項)	補助食品、保健用食品、医療用食品を含むヒトの身体機能を補助し、体をリラックスさせ、抵抗力を高め、疾病にかかるリスクを低減することを目的として使用される食品のこと
遺伝子組み換え食品 (食品安全法第2条第24項)	遺伝子技術により遺伝子組み換えが行われた成分を一つまたは複数含む食品のこと
放射線照射食品 (食品安全法第2条第25項)	変質防止のため放射線を照射された食品のこと
ストリートフード (食品安全法第2条第26項)	その場で飲食が可能になるように既に調理・加工された食品で、公共の場所またはそれに類似した場所における屋台、露店で販売される食品のこと
包装食品 (食品安全法第2条第27項)	きちんと包装、表示された食品で、さらなる調理またはそのまま食べることを目的として市販されるもの

## 1.3. 健康食品

健康食品には、補助食品、保健用食品、医療食品、特殊用途食品が含まれる（保健省通達43/2014/TT-BYT号第1条）。

**表 3: 健康食品の分類・定義**

用語	定義
補助食品 (Supplemented Food)	微量栄養素、またビタミン、ミネラル、アミノ酸、脂肪酸、酵素、プロバイオティクス、プレバイオティクスおよびその他の生理活性物質などの健康

(保健省通達43/2014/TT-BYT 号第2条第1項)	に有益な成分を添加する通常の食品のこと
保健用食品 (Health Supplement, Dietary Supplement) (保健省通達15/2018/ND-CP 号第3条第1項)	健康と免疫力の向上に資する食品で下記に挙げるい ずれかの物質またはその混合物を含むもの a. ビタミン、ミネラル、アミノ酸、脂肪酸、酵 素、プロバイオティクスまたはその他の生理活 性物質 b. 抽出、分離、濃縮または代謝過程による動 物・ミネラル・植物由来の天然性生理活性物質 c. a及びbの物質の基原材料 形状として、ソフトジェル、ペレット、錠剤、顆 粒、粉末、その他少量ずつに分割された剤型のも のがある
医療食品（特定医療用食品） (Food for Special Medical Purposes, Medical Food) (保健省通達15/2018/ND-CP 号第3条第2項)	経口もしくは栄養チューブにより摂取し、患者の 食事調整として指定される食品で、医療従事者の 監視の下、摂取が行われるもの
特殊用途食品 (Food for Special Dietary Uses) (保健省通達15/2018/ND-CP 号第3条第3項)	ダイエット中の者、高齢者または国際食品規格委 員会(CODEX)の定めによる他特定対象者のための食 品 摂取者の身体的または生理的状态、または疾病お よび障害に対する特定の食事要件を満たすために 加工または調製された食品を指す。これらの食 品の組成は、同じ性質を持つ通常の食品が存在す る場合には、その組成と明らかに異なっていなけ ればならない

## 2. 健康食品の輸入・流通に関する規制

健康食品の輸入・流通に際して、ベトナム法規・規定に適合(準拠)しなければならず、包装・容器、商品ラベル等に関する法規・規定に適合(準拠)していることを確認する必要がある。

以下、健康食品種別での輸入・販売前に進めるべき手続きフローとなる。

	補助食品 (Supplemented Food)	保健用食品 (Health Supplement, Dietary Supplement)	医療食品 (特定医療用食品) (Food for Special Medical Purposes, Medical Food)	特殊用途食品 (Food for Special Dietary Uses)
製品自己公表/ 製品公表登録	健康食品については、輸入・販売前に、種類に応じて、製品自己公表又は製品公表登録を行う必要がある			
	製品自己公表*	製品公表登録	製品公表登録	製品公表登録
食品衛生・安全検査	製品公表登録を行っていない健康食品は、輸入の際に食品衛生・安全検査を受けなければならない			
	有	無	無	無
食品販売施設の 食品安全証明	包装済み商品を輸入しそのまま販売する場合は不要だが、製造・加工あるいは輸入商品の再包装等を行う食品販売業者は、食品販売業の営業登録証明書を取得した後、食品販売施設の食品安全証明書を申請する必要がある			
ラベル表示に 関する規制	商品を輸入する場合、原本ラベルにベトナム語または外国語で必要な情報を記載しなければならず、通関後、現地市場に流通させる前にベトナム語のラベルを追加しなければならない			

出所：[政令 15/2018/ND-CP 号](#)、[政令 111/2021/ND-CP 号](#)

## 2.1.製品自己公表/製品公表登録

「包装された加工食品(製品公表登録が義務付けられている特殊な商品を除く)は、製品自己公表が必要となる」と規定されている。そのため、健康食品については輸入・販売される前に、その製品種類に応じて、製品自己公表あるいは製品公表登録を行う必要がある。

表 4: 製品自己公表/製品公表登録の対象となる健康食品<sup>2</sup>

製品自己公表の対象となる健康食品	製品公表登録の対象となる健康食品
<ul style="list-style-type: none"> <li>補助食品 (Supplemented Food)</li> <li>※生後36か月以下の乳幼児向け食品を除く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療食品 (特定医療用食品)</li> <li>特殊用途食品</li> <li>生後36か月以下の乳幼児向け食品</li> <li>保健用食品</li> </ul>

### ■ 製品自己公表

製品自己公表の申請の流れは以下の通りとなる(参照関連法規: 政令15/2018/ND-CP号)。

表 5: 製品自己公表の申請手続き<sup>3</sup>

項目	説明
----	----

<sup>2</sup> 出所: 政令 15/2018/ND-CP 号

<sup>3</sup> 出所: 政令 15/2018/ND-CP 号



必要手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>- マスメディアまたは自らのウェブサイト掲載を通じて公表し、食品安全性に関する最新データ情報システムにも掲載する</li> <li>- 食品安全性に関する最新データ情報システムがない場合、書類を保管し、受領する機関のウェブサイトで組織・個人の名称および製品名を公示するため省・市の人民委員会が指定する管轄国家管理機関に書類を1部提出する</li> </ul>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品自己公表書</li> <li>• 食品安全データシート(12か月以内に発行された食品安全試験結果書)</li> </ul>
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 製品自己公表の書類はベトナム語で作成する必要があり、(1)商品名、(2)成分、(3)消費期限、(4)包装仕様および包装資材、(5)製造者の名称・住所等を記載しなければならない<sup>4</sup>。</li> <li>- 食品衛生・安全検査が課される物品については、本製品自己公表申請書の提出が規定されている</li> </ul>

補足事項: 食品安全データシート(食品安全性試験結果書)について

- 管轄当局により指定された試験所あるいはISO17025に準拠した試験所によって作成された食品安全データシートを準備する必要がある
- 本シートでは国際規定に基づくリスク管理原則に従って保健省により規定されたとの安全指標に従うか指定する必要がある
- ※保健省の規定がない場合、申告者が適用する基準を明確にする

#### 罰則規定:

製品自己公表に関して、以下のような罰則が規定されている(参照関連法規: 政令115/2018/ND-CP号)。

表 6: 製品自己公表に関する罰則規定の例<sup>5</sup>

違反内容	罰金 (百万VND)	追加罰則	是正措置
自己公表書の通知、掲載を怠った場合	15 - 20	特になし	特になし
食品安全データシステムへの自己公表書の掲載又は管轄当局への自己公表書の写しの提出を怠った場合			
自己公表書類の保管を怠った場合			

<sup>4</sup> 付記事項: 健康食品の種類に応じて「栄養成分含有」と「健康強調」を申請書類に記載する必要がある(通達 43/2014/TT-BYT 号, 通達 17/2023/TT-BYT 号)

<sup>5</sup> 出所: 政令 115/2018/ND-CP 号

自己公表書類の外国語からベトナム語の公証翻訳の提出を怠った場合	20 - 30		<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品の強制回収</li> <li>●自己公表書の強制取り消し</li> </ul>
期限切れデータシートを利用した場合			
データシートに法定の安全指標が含まれていない場合			
データシート上の安全指標が技術的規制/規格に適合していない場合。			
データシートを発行した試験所がISO17025に記載されている必要事項を満たしていない場合			
データシートが原本、認証コピーのいずれでもない場合			
申請日に有効なデータシートを自己公表書に添付しなかった場合			
技術規制、管轄当局による規制又は公表された基準に反した自己公表の対象となる製品を生産又は輸入した場合	30 - 40	1~3か月間の食品の製造及び輸入の一部または全部の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品の強制回収</li> <li>●食品の再輸出、破棄</li> </ul>
自己公表した食品安全に関する内容が技術的規制/基準または法規制に反している場合			<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品の強制回収</li> <li>●自己公表書の強制取り消し</li> </ul>
法定の自己公表書を所持せずに自己公表が義務づけられている製品を生産又は輸入した場合	40 - 50	1~3か月間の食品の製造及び輸入の一部または全部の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品の強制回収</li> <li>●食品の再輸出、破棄</li> </ul>
法律で製品公表登録が義務付けられている製品について自己公表を行った場合			<ul style="list-style-type: none"> <li>●食品の強制回収</li> <li>●自己公表書の強制取り消し</li> </ul>

## ■ 製品公表登録

輸入品について、製品公表登録の申請の流れは以下の通りとなる(参照関連法規:政令15/2018/ND-CP号)。

表 7: 製品公表登録の申請手続き<sup>6</sup>

項目	説明	
該当製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 医療食品(特定医療用食品)</li> <li>• 特殊用途食品</li> <li>• 生後36か月以下の乳幼児向け食品</li> </ul>	保健用食品
必要手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品公表登録申請書をオンライン、郵送、窓口のいずれかの方法で省人民委員会が指定する管轄当局に提出する</li> <li>• 管轄当局は申請書を確認し、受領日から7営業日以内に製品公表登録証明書(政令115 /2018/ND-CP号付属書 I 様式No. 03)を発行する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品公表登録申請書をオンライン、郵送、窓口のいずれかの方法で保健省に提出する。</li> <li>• 管轄当局は申請書を確認し、受領日から21営業日以内に製品公表登録証明書(政令115 /2018/ND-CP号付属書 I 様式No. 03)を発行する。</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品公表書(政令115/2018/ND-CP号付属書 I 様式No. 2)</li> <li>• 原産国発行の自由販売証明書、輸出証明書または衛生証明書</li> <li>• 食品安全データシート(12か月以内に発行された食品安全試験結果書)</li> <li>• 製品または原材料の効果の科学的根拠に関する書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品公表書(政令115/2018/ND-CP号付属書 I 様式No. 2)</li> <li>• 原産国発行の自由販売証明書、輸出証明書または衛生証明書</li> <li>• 食品安全データシート(12か月以内に発行された食品安全試験結果書)</li> <li>• 製品または原材料の効果の科学的根拠に関する書類</li> <li>• 適正製造基準(GMP)証明書又は同等の証明書(供給業者/製造業者により認証された写し)</li> </ul>
補足事項 <sup>7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 製品自己公表書類はベトナム語で作成し、(1)製品名(2)原材料(3)消費期限(4)包装様式と包装材料(5)製造者名と住所を記載しなければならない</li> <li>- 製品公表登録証明書を取得した製品は食品安全に関する国家検査が免除される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 製品自己公表書類はベトナム語で作成し、(1)製品名(2)原材料(3)品質基準(4)消費期限(5)包装様式と包装材料(6)製造者名と住所を記載しなければならない</li> <li>- 製品公表登録証明書を取得した製品は食品安全に関する国家検査が免除される</li> </ul>

<sup>6</sup> 出所: 政令 15/2018/ND-CP 号

<sup>7</sup> 付記事項: 健康食品の種類に応じて「栄養成分含有」と「健康強調」を申請書類に記載する必要がある(通達 43/2014/TT-BYT 号, 通達 17/2023/TT-BYT 号)

### 罰則規定:

製品公表登録に関して、以下のような罰則が規定されている(参照関連法規: 政令 115/2018/ND-CP号)。

表 8: 製品公表登録に関する罰則規定の例<sup>8</sup>

違反内容	罰金 (百万VND)	追加罰則	是正措置
製品公表登録が義務付けられている製品を技術規制、管轄当局の規制又は公表された基準に反して生産又は輸入した場合	30 - 40	特になし	●食品の強制回収 ●食品の再輸出、破棄
製品公表登録が義務付けられている製品を製造又は輸入する際に、法定の製品公表登録を行わない又は製品公表登録証明書の提示を怠った場合	40 - 50	1~3か月間の食品の製造及び輸入の一部または全部の停止	

## 2.2.食品衛生・安全検査

### ■ 食品衛生・安全検査の申請

製品公表登録を行っていない健康食品は国の食品衛生・安全検査対象品目に該当し、申請の流れは以下の通りとなる<sup>9</sup>。

#### 申請方法:

必要書類を物品が出入国地点に到着する前または出入国地点に到着した時、国が指定する検査機関に対して直接提出、あるいは、NSW(National Single Window: 貿易関連手続きの電子化・窓口の一本化のためのシステム)を通じて<sup>10</sup>提出する。

#### 必要書類:

食品衛生・安全検査には簡略検査・通常検査・嚴重検査の3種の検査が規定されており、その検査種別で以下の必要書類が規定されている(参照関連法規: 政令15/2018/ND-CP号)。

<sup>8</sup> 出所: 政令 115/2018/ND-CP 号

<sup>9</sup> 製品公表登録をした健康食品は食品衛生・安全に関する国家検査が免除される

<sup>10</sup> NSW を利用する場合、NSW を通じて申請できる物品かどうかの確認が必要となる

表 9: 食品衛生・安全検査の必要書類<sup>11</sup>

検査種別	必要書類
通常検査 および 厳重検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生・安全検査申請書</li> <li>製品自己公表書</li> <li>パッキングリストのコピー</li> <li>輸出国の権限ある機関によって発行された食品安全要件の充足証明書の原本（陸生・水生動物・植物の由来品の場合に必要。ただし、加工あるいは包装済み製品を除く）</li> <li>直近連続して実施された厳重検査3回分の合格通知書の原本（当物品が厳重検査から通常検査へと移行する場合に必要）</li> </ul>
簡略検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品自己公表書</li> <li>直近連続して実施された通常検査3回分の合格通知書の原本あるいはGMP、HACCP、ISO 22000、IFS、BRC、FSSC 22000または同等基準の証明書のいずれかの公証写しまたは合法化された原本</li> <li>輸出国の権限ある機関によって発行された食品安全要件の充足証明書の原本（陸生・水生動物由来品の場合に必要。ただし、加工あるいは包装済み製品を除く）</li> </ul>

■ 管轄当局による検査手続き

検査種別ごとに検査方法が以下のように規定されている(参照関連法規: 政令15/2018/ND-CP号)。

表 10: 検査種別での食品衛生・安全検査方法<sup>12</sup>

検査種別	検査方法
通常検査	書類検査のみ実施される（書類の受領日から通常3営業日以内に実施）  通常検査の適用条件: <ul style="list-style-type: none"> <li>厳重検査および簡略検査の対象でない全物品に対して通常検査が適用される</li> </ul>
厳重検査	書類検査およびサンプル検査が実施される（書類の受領日から通常7営業日以内に実施）  厳重検査の適用条件: <ul style="list-style-type: none"> <li>前回の検査時に要件を満たしていなかった物品がある場合</li> <li>検査時に要件を満たしていなかった物品がある場合</li> <li>保健省、農業農村開発省、商工省、省レベルの人民委員会あるいは外国の管轄機関/製造業者から警告を受けた場合</li> </ul>
簡略検査	税関は1年以内に輸入された全てのロットの書類から最大5%をランダムに抽出して書類検査を実施する（書類の受領日から通常3営業日以内に実施）

<sup>11</sup> 出所: 政令 15/2018/ND-CP 号

<sup>12</sup> 出所: 政令 15/2018/ND-CP 号

	<p>簡略検査の適用条件:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベトナムが加盟する食品安全検査活動における相互承認された国際条約を締結している国の権限のある機関・組織によって食品安全に関する要件を満たすと認定された場合</li> <li>12ヶ月以内3回連続して通常検査で要件を満たす結果がある場合</li> <li>GMP、HACCP、ISO 22000、IFS、BRC、FSSC 22000、または同等の品質管理システムが適用された事業所で製造された場合</li> </ul>
--	---

## ■ 検査結果の通知・受領

管轄当局による申請受理後<sup>13</sup>、検査結果の輸入要件充足通知書(政令15/2018/ND-CP号附属書I様式No. 05)が発行され、通関のために貨物の所有者に付与される。

### 罰則規定:

食品の輸入に際して、以下のような罰則が規定されている(参照関連法規: 政令115/2018/ND-CP号)。

表 11: 食品の輸入に関する罰則規定の例<sup>14</sup>

違反内容	罰金 (百万VND)	追加罰則	是正措置
食品衛生・安全検査未実施の場合	30 - 40	製品公表登録の承認の停止:1-3か月間 (製品自己公表は強制取り消し)	強制再輸出
食品衛生・安全検査に関する書類の内容の改ざん又は偽造した場合	40 - 60	製品公表登録の承認の停止:3-5か月間 (製品自己公表は強制取り消し)	修正済書類の再提出
食品衛生・安全検査の減免を受けるため、又は嚴重検査から通常検査に変更するために、輸入製品に関する虚偽の情報や書類を提供した場合			強制回収
輸入要件充足通知書が必要な輸入食品を通関前に販売した場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>違反品の没収</li> <li>製品公表登録の承認の停止:3-5か月間 (製品自己公表は強制取り消し)</li> </ul>	没収された違反品の価格に相当する金額の支払い

<sup>13</sup> 申請書に不備があり、補足が必要とされた場合、説明および法的根拠が示されることとされている

<sup>14</sup> 出所: 政令 115/2018/ND-CP 号

輸入品又は出荷品の安全指標が、対応する規則に規定された許容限度値に適合しない、又は保健用食品の品質指標が申告された限度値に適合しないことが判明した場合	60 - 80	製品公表登録の承認の停止:5-7か月間 (製品自己公表は強制取り消し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 強制回収</li> <li>● 食品の再輸出、破棄</li> </ul>
---	---------	--	---

### 2.3. 食品販売施設の食品安全証明

包装済み商品を輸入し、そのまま販売する場合は不要だが、製造・加工あるいは輸入商品の再包装等を行う場合は、食品販売業を事業内容とする営業登録証明書(ERC)を取得した後、食品販売施設の食品安全証明書を申請・取得する必要がある。

#### ■ 必要な手続きの流れ

ベトナムの法律では、健康食品の販売者に特化したライセンス制度は存在せず、健康食品販売者に対する許認可については通常の食品を販売する者と同様に扱われる（政令155/2018/ND-CP号）。

食品安全証明書の許認可は、保健省が権限を有し(政令115/2018/ND-CP号付属書Ⅱ)、申請の流れは以下の通りとなる。

表 12: 食品販売施設の食品安全証明書の申請手続き<sup>15</sup>

項目	説明
申請方法	オンライン公共サービスシステム、郵送、または窓口通じて申請書を提出
証明書の発行に要する時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鑑定チームが設置され、鑑定評価書(政令155/2018/ND-CP号付属書Ⅰ様式No. 02)が作成される: 申請受領日から15営業日以内</li> <li>● 鑑定結果が要件を満たす場合、証明書(政令155/2018/ND-CP号付属書Ⅰ様式No. 03)を発行する: 要件の充足から5営業日以内</li> </ul>
主な必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 証明書申請書(政令155/2018/ND-CP号付属書Ⅰ様式No. 01)</li> <li>● 事業者登録証明書あるいは企業登録証明書(ERC)の写し</li> <li>● 食品安全衛生条件(施設、設備、道具等)への適合を説明する書類</li> <li>● 施設所有者及び食品取引に直接従事する従業員の健康証明書</li> <li>● 施設所有者及び食品取引に直接従事する従業員の食品安全衛生知識に関する研修証明書</li> </ul>

#### 罰則規定:

食品安全証明書に関する規制に違反した事業者には政令115/2018/ND-CP号第8条に基づき罰金が科される。「食品安全証明書を取得していない」又は「期限切れの食品安全証明書を使用」

<sup>15</sup> 出所: 政令 155/2018/ND-CP 号

した場合が該当し、罰則は「3-4千万VNDの罰金」および「食品の強制回収・再輸出・破棄」等となる。

## 2.4. サンプル持ち込み

以下に該当する製品は食品衛生・安全検査が免除される(政令115/2018/ND-CP号第13条)。

- 数量が試験用として適当であることが所有者によって確認された試験用サンプル
- 展示会や見本市でサンプルとして使用される製品

## 3. 健康食品の商品ラベルに関する規制

### 3.1. 商品ラベルの一般規定

ベトナムに製品を輸入する際、通関手続き上、ベトナム語又は外国語で以下の情報を商品ラベル原本に記載する必要がある(参照関連法規: 政令 43/2017/ND-CP号, 政令 111/2021/ND-CP号, 省令 05/2019/TT-BKHCH号)。

表 13: 輸入時の商品ラベルに記載すべき情報<sup>16</sup>

項目	説明
a) 製品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品ラベル上の見やすく読みやすい場所に記載する</li> <li>● 他の必須情報の中で最大のサイズで記載する</li> </ul>
b) 製品の原産地	製品の原産地が不明な場合、製造の最終工程が行われた国を記載する
c) 責任者	製造者又は外国における製品責任者の氏名又は略称を記載する

輸入者は通関手続きを完了し、製品を保管場所に移した後、当該製品をベトナム市場に流通させる前に以下の情報を含むベトナム語ラベル\*を貼付しなければならない(参照関連法規: 政令 43/2017/ND-CP号, 政令 111/2021/ND-CP号, 省令 05/2019/TT-BKHCH号)。

表 14: 流通前に商品ラベルに記載すべき情報 – 一般規定<sup>17</sup>

項目	説明
a) 製品名	原本ラベルより翻訳する
b) 責任者	下記の三点を記載する <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造者の氏名及び住所</li> <li>● 輸入者の氏名及び住所</li> </ul>

<sup>16</sup> 出所: 政令 43/2017/ND-CP 号, 政令 111/2021/ND-CP 号, 省令 05/2019/TT-BKHCH 号

<sup>17</sup> 出所: 政令 43/2017/ND-CP 号, 政令 111/2021/ND-CP 号, 省令 05/2019/TT-BKHCH 号



	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製品自己公表書の提出又は製品公表登録を行う組織 または個人の名称及び住所</li> </ul>
c) 製品の原産地	原本ラベルより翻訳する
d) その他の必須情報	製品の種類によって異なる(後述)

補足事項:

個人使用の手荷物や免税範囲内の贈答品、展示会や見本市で展示するための製品、輸出品の製造や加工のために輸入され、国内で販売されない原材料など、このラベルの貼付が免除される製品もある(詳細は政令15/2018/ND-CP号第25条を参照)。

### 3.2. 各種健康食品の商品ラベル規定

健康食品の商品ラベルには前述の一般規定に加えて、健康食品種類に応じて以下の内容を記載する必要がある（参照関連法規：政令 43/2017/ND-CP号, 政令 111/2021/ND-CP号, 省令 05/2019/TT-BKHCH号, 通達43/2014/TT-BYT号, 通達17/2023/TT-BYT号）。

表 15: 流通前に商品ラベルに記載すべき情報 – 健康食品種類毎での規定<sup>18</sup>

O: 必要, X: 不要, Δ: もしあれば

項目	説明	補助食品	保健用食品	医療食品 (特定医療用食品)	特殊用途食品
数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定単位(例: 重量、体積)又は数値カウント(例: パッケージ数、錠剤数)を記載する</li> <li>複数の単位が存在する場合、各単位における数量及び全単位の合計数量を表示する (詳細は政令43/2017/ND-CP号付属書IIを参照)</li> </ul>	0	0	0	0
製造年月日、有効期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>NSX、HSD、HD(MFG又はEXP)など、正式名称又は略称で記載する</li> <li>「dd-mm-yy(yy)」の形式で、「製造年月日」または「有効期限」のいずれか、あるいは両方を記入する</li> <li>製品ラベルに製造年月日が記載されている場合、有効期限を製造年月日からの期限として表示することが可能であり、製品ラベルに有効期限が記載されている場合、有効期限以前の期間を製造年月日とすることが可能である</li> </ul>	0	0	0	0

<sup>18</sup> 出所: 政令 43/2017/ND-CP号, 政令 111/2021/ND-CP号, 省令 05/2019/TT-BKHCH号, 通達 43/2014/TT-BYT号, 通達 17/2023/TT-BYT号

原材料	<p><u>一般規定:</u> 原材料又は原材料と数量を記載する</p> <p><u>その他の注意事項:</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 添加物が使用されている食品の場合: <ul style="list-style-type: none"> <li>- 添加物の名称・カテゴリおよび食品添加物の国際番号システム (INS) の番号を記載しなければならない</li> <li>- 香料・甘味料・着色料となる添加物については、上記に加えて、その添加物が天然・天然同等・合成・人工であるかを記載しなければならない</li> </ul> </li> <li>• 分量は重量が重い順に記載されなければならない</li> <li>• (特殊なケースを後述する)</li> </ul>	0	0 <sup>19</sup>	0	0
栄養価	範囲または平均値で示す	Δ		Δ	Δ
使用上の注意、保管上の注意	用途、想定使用者、使用法を記載する	0	0	0	0
警告	注意すべきリスクや影響を記載する	Δ	Δ	Δ	Δ
その他		×	「保健用食品」、 「この製品は医薬品ではなく医薬品の代わりに	「医療食品」、 「医師の監修のもと使用」といった規定	「栄養食品(特定対象者向け)」といった規定された文

<sup>19</sup> 2項目(原材料、栄養価)のうち少なくとも1項目を記載しなければならない

		はならない」と いった規定され た文言(ベトナム 語)をラベル表示 しなければならない	された文言(ベ トナム語)をラ ベル表示しな ければならな い	言(ベトナム 語)をラベル表 示しなければ ならない
--	--	---	---	-------------------------------------

ラベルについては、その他にも詳細規定がある場合があり、例えば原材料を記載する際の特異なケースとして以下のようなものがある(参照関連法規: 省令 05/2019/TT-BKHCHN号)。

表 16: 商品ラベルの原材料項目の注意点の例<sup>20</sup>

特殊なケース	例
商品ラベルに原材料名を消費者の注意を引く目的で記載する場合、当該原材料の量を表示しなければならない	商品ラベルに「高カルシウム配合」と表示する場合、カルシウムの含有量を明記する必要がある
商品ラベルに特定の原材料を使用していない旨を記載する場合、その製品には特定の原材料が含まれていないことを意味し、明確に指定されていない限り、類似の成分も含まれていないことを意味する	<p><u>例1:</u> 以下の場合に「砂糖不使用」と表記することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 製造成分及び原材料に砂糖が含まれていない</li> <li>- 製品に含まれる砂糖の量が国際食品規格の「砂糖不使用」の基準である「0.5g/100g (固形製品) または0.5g/100ml (液状製品)」を満たす</li> </ul> <p><u>例2:</u> 乳タンパク質アレルギーを持つ子供向けに乳タンパク質の代わりに大豆タンパク質を使用した製品のラベルには「乳タンパク質を含まない」という表記をすることは可能だが、併せて「大豆タンパク質を含む」と明記する必要がある</p>

### 3.3.各種健康食品の強調表示に関する規制

ラベル上の製品名および内容は、製品自己公表・製品公表登録で公開された内容と一致しなければならない。また、その公開内容の要件として、健康食品種別に栄養成分含有表示および健康強調表示が規定されている(参照関連法規: 通達43/2014/TT-BYT号、通達17/2023/TT-BYT号)。

#### ■ 補助食品(Supplemented Food)の公開内容の要件

##### 栄養成分含有表示 (Nutrient content claims)

<sup>20</sup> 出所: 省令 05/2019/TT-BKHCHN 号

ビタミン、ミネラル、アミノ酸、脂肪酸、酵素、プロバイオティクス、プレバイオティクスまたはその他の生理活性物質を食品に添加する場合、これらの物質の含有量は通達43/2014/TTBYT号の付属書1に定めるベトナム人向け推奨栄養摂取量(RNI)に基づいて算出、表示するものとする

- a. 含有量がRNIの10%未満の場合、あるいは含有量が科学的根拠に記載された摂取量の10%未満(RNIのないもの)は、その物質を表示してはならない
- b. 含有量がRNIの少なくとも10%の場合、あるいは含有量が科学的根拠に記載された摂取量の少なくとも10%(RNIのないもの)は、その物質の名称、1回の基準摂取量または100g当たりの含有量を具体的に表示しなければならない
- c. 製造者は1日の推奨摂取量に基づいて算出した食品中のビタミン、ミネラルの最大含有量を同通達の付属書2に定める健康食品中のビタミンとミネラルの最大許容値を超えないものとする

ベトナムで RNI が定められていない成分に関しては、CODEX または関連国際機関のガイドラインに従うものとする

#### 健康強調表示 (Health claims)

- a. サプリメント成分に関する健康強調表示は、その食品中含有量がRNIの少なくとも10%であり、科学的に証明された場合のみ可能とする
- b. RNI が定められていないサプリメントに関しては、その成分の健康強調表示はその成分の含有量が科学的根拠に記載された摂取量の少なくとも10%に達した場合のみ可能とする
- c. 健康強調表示は、一貫性をもって明記し、科学的根拠に合致するものとする

#### ■ 保健用食品(Health Supplement, Dietary Supplement)の公開内容の要件

#### 栄養成分含有表示 (Nutrient content claims)

- a. 製造者が1日の推奨摂取量に基づいて算出した健康食品中のビタミン、ミネラルの含有量は、ベトナム人向け推奨栄養摂取量の少なくとも15%、あるいは科学的根拠に記載されたその成分の摂取量の少なくとも15%に相当しなければならない
- b. 製造者が1日の推奨摂取量に基づいて算出した健康食品中のビタミン、ミネラルの最大含有量は、同通達の付属書2に定める健康食品中のビタミンとミネラルの最大許容値を超えてはならない

ベトナムにおいて RNI が定められていない成分についてはCODEX または関連国際機関のガイドラインに従うものとする

#### 健康強調表示 (Health claims)

- a. 健康強調表示は、製品の性質はそのままとし表示を入れず、主要な効能効果をなす構成成分の効能効果のみを表示する。効能効果が科学的に証明された場合、複数の構成成分による複合効能効果を表示しても良いものとする。ただし、成分の効能効果を列記する形で表示してはならない
- b. 健康、摂取量、摂取対象者ならびに摂取方法に関する表示は、申請書類の内容と一致していなければならない
- c. 製品にあるビタミン、ミネラルの毎日の摂取量がRNIの少なくとも15%、あるいは科学的根拠で記載された摂取量の少なくとも15%に達した場合は表示しても良いが、適切な摂取対象者および摂取量について指示しなければならない
- d. RNI が定められていない成分に関しては、毎日の摂取量が科学的根拠で記載された摂取量の少なくとも15%の場合、その成分の効能効果の公表が可能であるが、適切な摂取対象者および摂取量について指示しなければならない

■ 医療食品(特定医療用食品)(Food for Special Medical Purposes, Medical Food)

および特殊用途食品(Food for Special Dietary Uses)の公開内容の要件

**栄養成分含有表示 (Nutrient content claims)**

- a. ビタミン、ミネラルの1回の基準摂取量(serving size) または 100g当たりのRNI を表示しなければならない
  - b. 製造者が1日の推奨摂取量に基づいて算出した健康食品中のビタミン、ミネラルの最大含有量は、同通達の付属書2に定める健康食品中のビタミンとミネラルの最大許容値を超えてはならない
- ベトナムにおいて RNI が定められていない成分については、CODEX または関連国際機関のガイドラインに従うものとする

**健康強調表示 (Health claims)**

健康強調表示は、具体的な対象者に対して RNI を表示しなければならない

## 4. ベトナムの健康食品市場

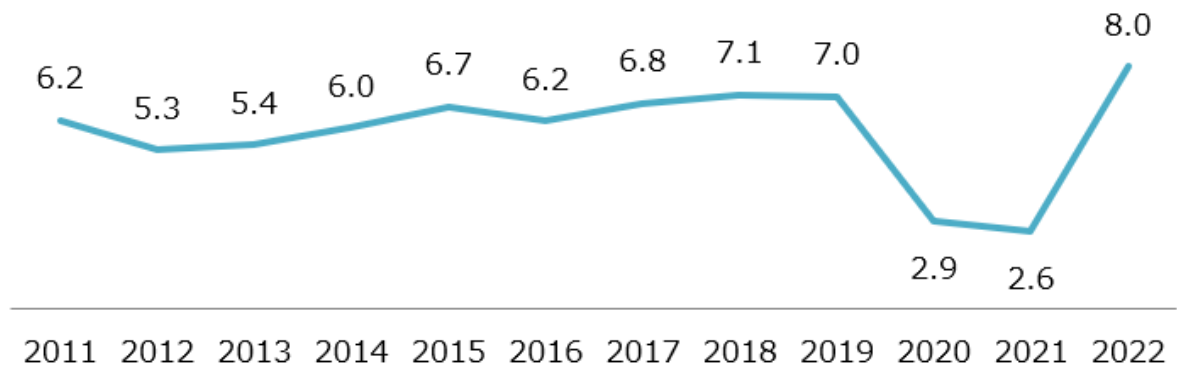
### 4.1. 市場背景

#### ■ GDP成長率

ベトナム経済(GDP成長率)はコロナ禍前までは着実に成長していたが、コロナ禍の2020年には2.9%、2021年には2.6%まで減速した。しかし、その後のGDP成長率は部門を問わず回復傾向にあり、2022年は直近12年間で最高水準となる8.02%に達した。

図 1: ベトナムの GDP 成長率

単位: %



出所: GSO(ベトナム統計総局)

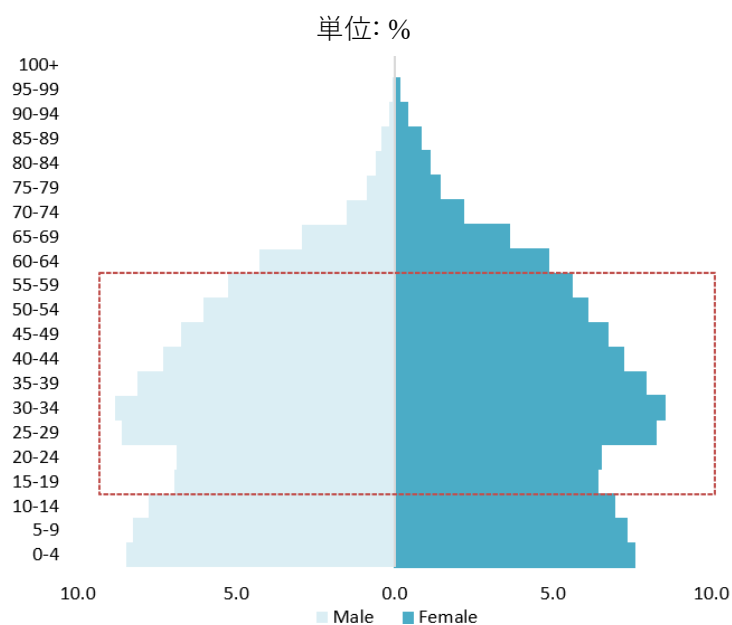
#### ■ 人口構成

ベトナムの人口構成は、15歳から60歳までが人口の3分の2を占める「黄金人口(15歳-60歳の人口比率が高い人口構造)」という恵まれた状況にある。15歳から60歳までが人口の大部分を占めるということは、労働市場に積極的に参加し、商品やサービスの購入・投資など経済成長につながる経済・消費活動に寄与する個人が多く存在することを意味し、消費市場が潜在的に堅調であることを示している。

ただし、60歳以上の人口の割合をみると、2022年の12%から2050年には28%になり、ベトナムは急速な高齢化に直面すると予想されている。高齢化に伴い、医療サービスや介護サービス等のニーズが高まるなど、消費パターンが変化することが予想される。



図 2: ベトナムの人口構成（2021 年）



出所: GSO(ベトナム統計総局)

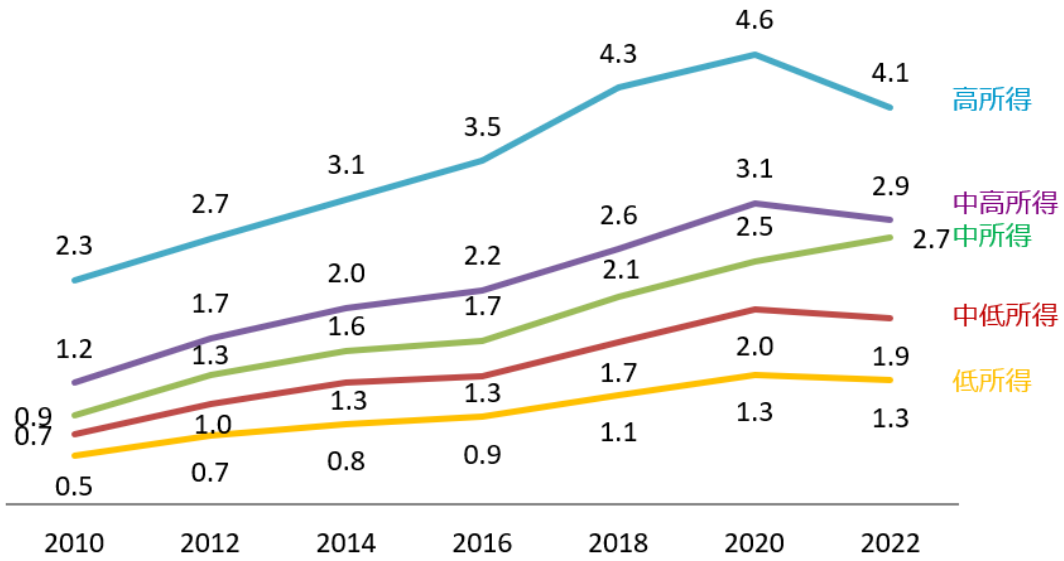
### ■ 生活・健康関連支出

生活費をみると、コロナ禍で個人の消費習慣がより慎重なものとなり、必要不可欠な商品やサービスの購入・利用を優先するようになった結果として、2020年と比較し、2022年は低から高までほとんどの所得層で生活費が減少している。

ただ、より長い期間で評価すると、2022年の1人当たりの平均生活費/月は、2010年比で、高所得層77%増、中高所得層134%増、中所得層200%増、中低所得層166%増、低所得層156%増となっており、過去10年間で支出は大幅に増加してきた。

図 3: 所得層別の平均生活費/月/人<sup>21</sup>

単位: 百万VND



出所: GSO(ベトナム統計総局)

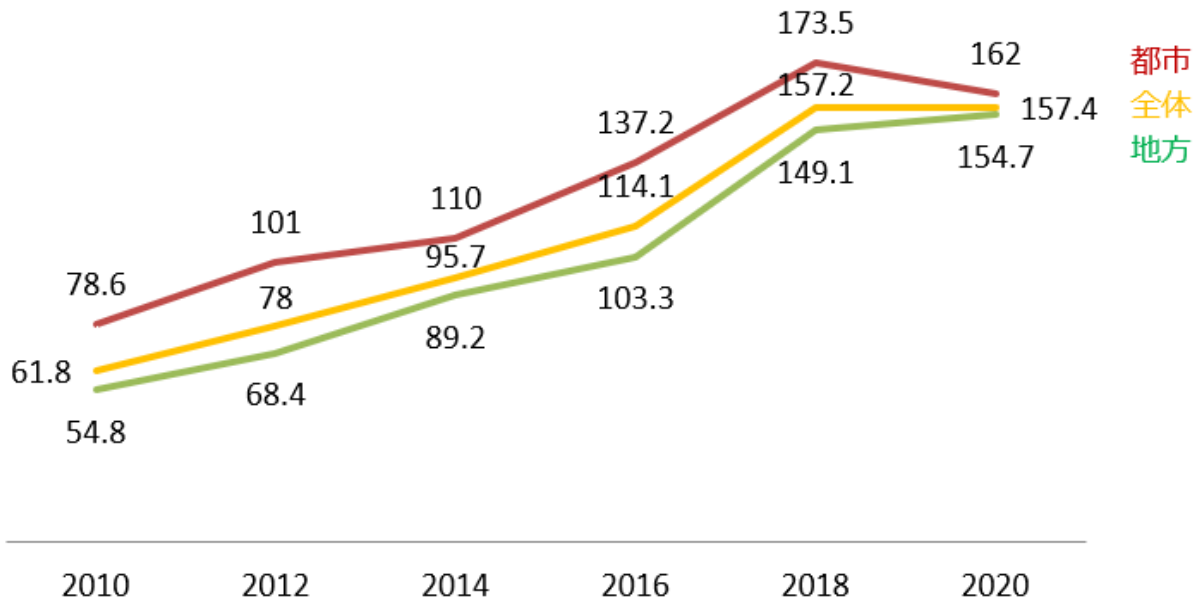
医療・ヘルスケアへの平均支出をみると、コロナ禍の影響で、医療サービスの混乱、移動の制限、医療を求める行動の変化による不要不急の医療利用の減少もあり、2020年は2018年からほぼ横ばいとなった。

ただ、医療・ヘルスケアへの平均支出は、2020年までは大きく増加傾向にあり、今後も増加が予想されている。

<sup>21</sup> GSO(ベトナム統計総局)は全世帯を一人当たりの月間所得に基づき大きい順に 5 グループ(各グループに 20%の人口を割当)に分類している

図 4: 地域別の医療・ヘルスケアへの平均支出/月/人

単位：千 VND



出所: GSO(ベトナム統計総局)

## ■ 生活習慣病の概況

高血圧、脳卒中、糖尿病などの心血管疾患、腎臓病、肝臓病など、生活習慣に関連した非伝染性疾患の有病率が増加傾向にある<sup>22</sup>。

- 循環器系:
  - 心血管疾患と脳卒中は、現在、非伝染性疾患の中で主要な死因となっており、疾患関連死の約77%がこれらに起因している
  - 高血圧は約1,200万人、糖尿病は約300万人、心臓病やその他の慢性心血管・呼吸器疾患は約200万人が罹患している
  - 糖尿病の有病率は2045年までに人口の7.7%に達すると予測されている
- 腎臓:
 

現在、腎不全の患者数は約500万人で、末期慢性腎不全によって血液透析を必要とする患者は約26,000人、毎年約8,000人が腎不全を新たに発症している
- 肝臓:
 

世界保健機関(WHO)のデータによると、ベトナムには約780万人の慢性B型肝炎患者、13,000人以上の肝硬変患者、約6,000人の肝がん患者がおり、年間6,400人以上が肝疾患によって死亡している

<sup>22</sup> 出所: WHO, Institute of Cardiology - Bach Mai Hospital, International Diabetes Federation

表 17: ベトナムで一般的な病気・疾患の例<sup>23</sup>

分類	病名/疾患名	
循環器系	<ul style="list-style-type: none"> <li>冠動脈疾患</li> <li>高血圧</li> <li>アテローム性動脈硬化</li> <li>末梢動脈疾患</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リウマチ後心臓弁膜症</li> <li>先天性心疾患</li> <li>解離性大動脈瘤</li> <li>心筋炎</li> </ul>
肝機能及び腎機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>肝炎(ベトナムにおける死因第3位)</li> <li>慢性肝炎</li> <li>肝硬変</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肝臓がん</li> <li>慢性腎臓病 (CKD)</li> </ul>
目	<ul style="list-style-type: none"> <li>白内障</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屈折異常 (近視、遠視、乱視)</li> </ul>
呼吸器系	<ul style="list-style-type: none"> <li>肺炎</li> <li>気管支炎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上気道感染症</li> </ul>
筋骨格系	<ul style="list-style-type: none"> <li>変形関節症</li> <li>脊椎椎間板ヘルニア</li> <li>坐骨神経痛</li> <li>関節リウマチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>痛風</li> <li>腱接合部の炎症</li> <li>骨粗しょう症</li> <li>疾患による筋骨格系の損傷</li> </ul>
神経系	<ul style="list-style-type: none"> <li>頭痛、前庭障害</li> <li>脳虚血</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不眠症、うつ病</li> <li>記憶力低下、認知症</li> </ul>
がん	ベトナムで一般的ながんの種類	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>肝臓がん</li> <li>肺がん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん</li> <li>大腸がん</li> </ul>
糖尿病	<ul style="list-style-type: none"> <li>I型、II型糖尿病</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病予備群</li> </ul>

## ■ 消費の健康志向

グローバルトレンドを反映し、ベトナムでも健康的で持続可能な生活、環境問題への関心が高まっており、ベトナム消費者の中でも、健康的で環境にやさしい食品を志向する傾向が出てきている。

○ 健康意識に関する調査結果:

Kantar Singaporeの調査(2022年):

- 回答者の83%は免疫力強化のための新しい取り組みを積極的に模索している
- 回答者の82%は健康全般の増進に取り組んでいる

High-quality Goods Business Associationの調査(2023年):

<sup>23</sup> 出所: デスクリサーチを基にして B&Company 作成

- 回答者の過半数がトレーサビリティや健康的な原材料に加え、品質基準や有機生産の認証などを消費者に提供する製品に追加で金額を支払う意向を示している
- 回答者の**43%**が製造や保存の過程で禁止物質や低品質の原材料を使用する企業に対して不安を抱いている

○ 環境にやさしい消費に関する調査結果:

**Kantar Singapore**の調査(2022年):

- 回答者の**75%**が環境に配慮した製品を好んで購入する意向がある
- 回答者の**92%**が環境に優しいライフスタイルを取り入れることが自身の幸福にプラスの影響を与えていると考えている

**Nielsen Vietnam**の調査(2019年):

- 「グリーン」と「クリーン」に取り組むブランドは、市場全体の業績を上回り、年間**4%**成長しており、特に食品・飲料業界では、「グリーン」と「クリーン」に取り組むブランドの成長率は市場平均を**2.5%~11.4%**上回っている
- 持続可能性に優先的に取り組んでいるブランドは、そうでないブランドと比較して、販売量が**4倍**に増加している

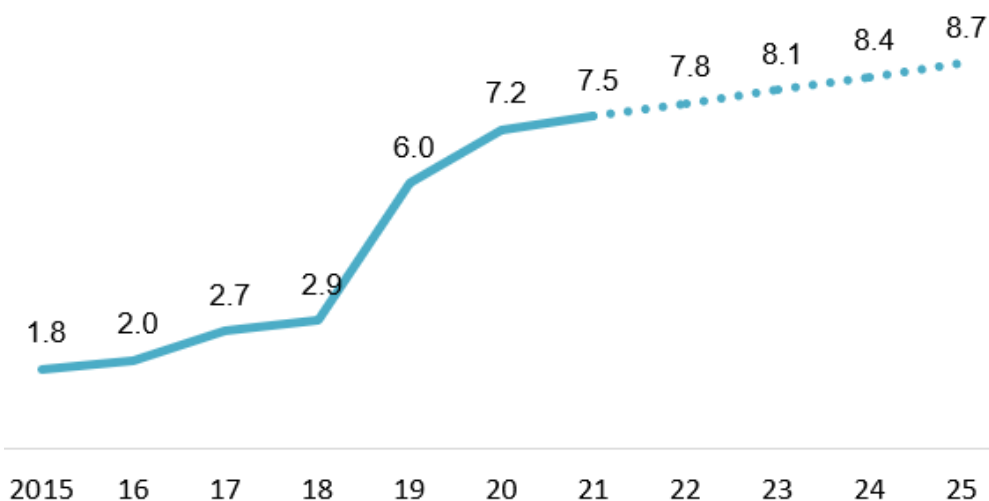
#### 4.2.ベトナムにおける健康食品の市場規模

本報告書では「健康食品には補助食品、保健用食品、医療食品、特殊用途食品が含まれる」と説明しているが、この4種で整理・区分した市場規模に関するデータは見つからず、他3種との相関が見込めるものとして、参考として保健用食品のデータを示す。

保健用食品の市場規模は、可処分所得の高い中間層の増加、健康に対する意識・関心の高まり、予防医療へのシフトなどの要因を背景に大きく成長し、2021年時点で72億USD程度であり、今後も堅調な増加が予想される。

図 5: ベトナムにおける保健用食品の市場規模

単位: 十億 USD



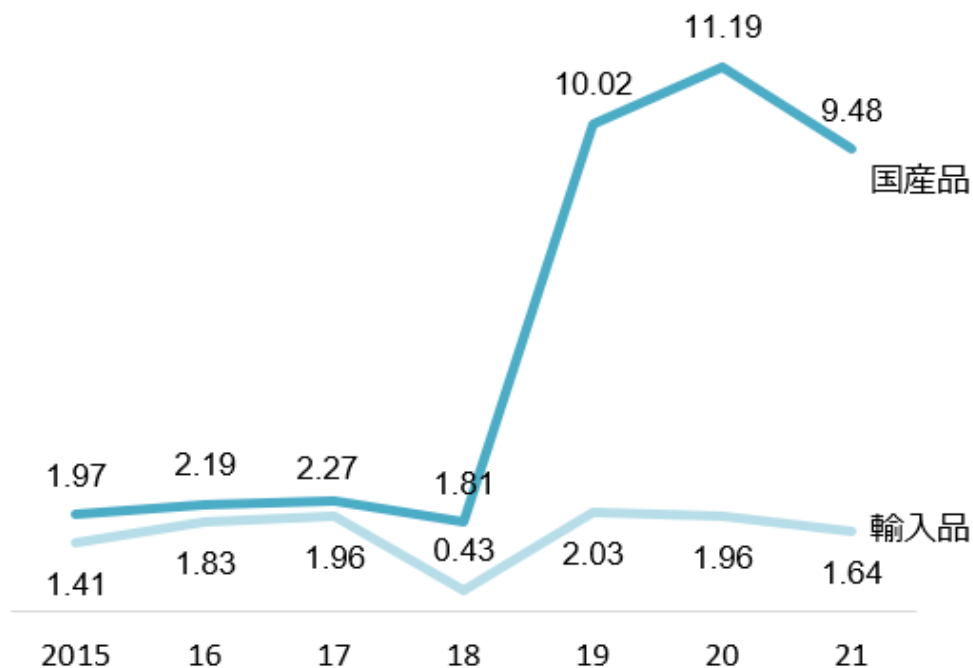
出所: Viet Nam Association of Functional Food (VAFF)等を基にしたB&Company分析

流通している保健用食品を製造国別で見ると、ベトナム国産品が大半を占めている。ベトナム国産品の強みは、現地の嗜好をよく理解していること、特定のニーズに合わせて製品をカスタマイズできること、生産・流通コストが低いこと、国産品は消費者から一定の信頼を得ていること等が挙げられる。

また、保健用食品の生産・販売事業者数は2000年時点の13から2021年には約3,100と大幅に増加、特にベトナム国内事業者が多数、市場参入したことにより、市場規模拡大と同時に競争が激化したという構図となっている。

図 6: 流通している保健用食品の品目数

単位：千品目



出所: Viet Nam Association of Functional Food (VAFF)

#### 4.3. 健康食品関連事業者一覧

##### 4.3.1. 健康食品の製造・販売事業者

(1) 補助食品、医療食品、特殊用途食品の製造・販売事業者リスト

表 18: 補助食品、医療食品、特殊用途食品の製造・販売事業者リスト<sup>24</sup>

No.	事業者名	本社所在地	電話番号	設立年	製品
1	Vietnamese Milk Corporation (Vinamilk)	10 Tan Trao, Tan Phu, District 7, HCMC	(+84) (028) 54155555	1976	牛乳、ヨーグルト、粉ミルク、子供用栄養パウダーなど
2	Kido Group Corporation	138 -142 Hai Ba Trung, Da Kao Ward, District 1, HCMC	(+84) (028) 38270468	2002	高栄養価の動物性食用油、パン、スナック
3	Masan Consumer Corporation	23 Le Duan, District 1, HCMC	(+84) 0902662660	2000	インスタントラーメン、ナンプラー、醤油、シリアルなど
4	Suntory Pepsico Vietnam Co., Ltd	88 Dong Khoi, District 1, HCMC	(+84) (028) 38219437	2013	飲料、エナジードリンク、フルーツジュース
5	Acecook Vietnam Co., Ltd	Lot II-3, Street 11, Industrial Cluster II, Tan Binh Industrial Zone, Tan Phu District, HCMC	(+84) (028) 38154064	1993	カルシウム配合インスタントラーメン
6	Friesland Campina Vietnam Corporation	15 Le Thanh Ton, Ben Nghe Ward, District 1	(+84) (028) 39156256	1994	牛乳、粉ミルク、ヨーグルト

<sup>24</sup> 出所: 各社のホームページを基にして B&Company 作成

7	Nutifood Nutritional Food JSC	281-283 Hoang Dieu, District 4, HCMC	(+84) (028) 38267999	2000	牛乳、ヨーグルト、粉ミルク、高栄養穀物など
8	Bibica Corporation	443 Ly Thuong Kiet, Tan Binh District, HCMC	(+84) (028) 39717920	1999	クッキー、穀物粉、粉ミルク
9	Nestlé Vietnam	138-142 Hai Ba Trung, District 1, HCMC	(+84) (028) 39113737	1995	小麦飲料、調味料、粉ミルク、高栄養穀物など
10	Thanh An Co., Ltd	562 Nguyen Van Cu, Long Bien District, Hanoi	(+84) (024) 36501239	1998	各種高栄養穀物粉、乳製品
11	Viet Nam Flour Corporation (VIKYBOMI)	Lot 32C/I, 2G, Vinh Loc A, Binh Chanh District, HCMC	(+84) (028) 37652059	2002	関節機能改善食品、スキンケア食品、コラーゲンパウダー、甘味料

(2) 保健用食品の製造・販売事業者リスト

表 19: 保健用食品の製造・販売事業者リスト<sup>25</sup>

No.	事業者名	本社所在地	電話番号	設立年	製品
1	OPC Pharmaceutical JSC	1017 Hong Bang, District 6, HCMC	(+84) (028) 37517111	2002	専門医薬品、ビタミン、ミネラル

<sup>25</sup> 出所: 各社のホームページを基にして B&Company 作成



2	DHG Pharmaceutical JSC	288B Nguyen Van Cu, Ninh Kieu District, Can Tho	(+84) (0292) 3891433	2004	ビタミン、ミネラル、便秘薬
3	Phuc Vinh Pharmaceutical JSC	Lot CN4 -6.2, Thach That Industrial Zone - Quoc Oai, Thach That District, Hanoi	(+84) (024) 35596583	2003	ダイエット、腎機能改善、骨・関節機能改善などの健康食品
4	Domesco Medical Import-Export JSC	346 Nguyen Hue Street, My Phu Ward, Cao Lanh City, Dong Thap	(+84) (0277) 3852278	2003	免疫力強化の保健用食品
5	Nam Duoc JSC	No. 51, Truong Cong Giai Street, Dich Vong Ward, Cau Giay District, Hanoi	(+84) (024) 62691602	2004	子供の身長を伸ばす、免疫の強化、肝臓の解毒作用をサポート
6	International Medical Consultants Co., Ltd	Lot 38-2, Quang Minh, Industrial Zone, Me Linh District, Hanoi	(+84) (024) 35377274	2003	婦人科疾患、痛風、骨・関節疾患等向けの保健用食品
7	Sao Kim Pharmaceuticals JSC	Quang Minh, Industrial Zone, Me Linh District, Hanoi	(+84) (024) 35841213	1999	女性用栄養補助食品、骨・関節疾患用サプリメント
8	Traphaco JSC	75 Yen Ninh, Ba Dinh District, Hanoi	(+84) (024) 38430076	1972	骨・関節疾患治療用栄養補助食品、栄養補助食品

9	HTP Pharmaceutical Investment JSC	2 Ngo Duc Ke, District 1, HCMC	(+84) (028) 62677388	2009	女性用美容健康食品、子供用粒状・シロップ状健康食品
10	Tam Binh Pharmaceutical Trading and Manufacturing Co., Ltd	349 Kim Ma, Ba Dinh District, Hanoi	(+84) (024) 37245678	2007	痛風、関節、消化器官疾患向け健康食品

#### 4.3.2. 健康食品の販売事業者

表 20: 健康食品の販売事業者リスト<sup>26</sup>

No.	事業者名	本社所在地	電話番号	設立年	製品
1	Asia Europe Pharmaceutical Co., Ltd	171-173 Chua Lang, Dong Da District, Hanoi	(+84) (024) 38461530	2005	婦人科疾患、痛風、骨・関節疾患などの治療をサポートする健康食品
2	Botania Trading Co., Ltd	204H Doi Can, Ba Dinh District, Hanoi	(+84) (024) 37662222	2008	カナダ製の健康食品の輸入
3	Vinh Gia Pharmaceuticals JSC	116 Tran Binh, Cau Giay District, Hanoi	(+84) (024) 35376763	2005	抗炎症, 抗アレルギー, 耳鼻咽喉疾患の治療 (スプレータイプ), 抗生物質
4	ECO Pharma JSC	148 Hoang Hoa Tham, Tan Binh District, HCMC	(+84) (028) 71026089	2008	アメリカ製の健康食品
5	Dong A Pharmaceutical Trading Co., Ltd	Lot A2 - CN3 Tu Liem Industrial Zone, North Tu Liem District, Hanoi	(+84) (024) 37831673	1996	慢性大腸炎、感染症、食中毒、急性・慢性胃炎の専門薬、フケ防止シャンプー
6	Ich Nhan Pharmaceutical Co., Ltd	Plot A18/D7 Dich Vong, Cau Giay District, Hanoi	(+84) (024) 37914041	2006	糖尿病、心血管疾患などの治療をサポートする食品、女性向け栄養補助食品
7	MEGAVITA Viet Nam Pharmaceuticals Co., Ltd	61C Tu Xuong, District 3, HCMC	(+84) (028) 36027944	2014	女性向け美肌、ダイエット用食品、心血管疾患、骨・関節疾患、内分泌疾患用健康食品

<sup>26</sup> 出所: 各社のホームページを基にして B&Company 作成

#### 4.3.3. 健康食品を販売する小売店 – スーパーマーケット

表 21: 健康食品を販売する小売店リスト – スーパーマーケット<sup>27</sup>

No.	小売店名	事業者名	本社所在地	電話番号	設立年	店舗数
1	Winmart	Wincommerce General Commercial Services JSC	23 Le Duan, District 1, HCMC	(+84) (028) 73081368	2010	132
2	Co.opmart	Ho Chi Minh City Federation of Trade Cooperatives (Saigon Co.op)	199-205, Nguyen Thai Hoc, District 1, HCMC	(+84) (028) 38360143	1989	128
3	Big C & GO! & Tops Market	Central Retail Corporation (Vietnam) JSC	163 Phan Dang Luu, Phu Nhuan District, HCMC	(+84) (028) 39958368	2008	46
4	MM Mega Market	MM Mega Market Vietnam Company Limited	Zone B, An Phu – An Khanh New Urban Area, Thu Duc City, HCMC	(+84) (028) 35190390	2008	21
5	Lotte Mart	Lotte Vietnam Shopping JSC	469 Nguyen Huu Tho Street, Tan Hung Ward, District 7	(+84) 0901057057	2006	13
6	Aeon Mall	AEON Viet Nam Limited	30 Tan Thang, Tan Phu District, HCMC	(+84) (028) 62887711	2011	8
7	Emart	Thiso Retail Company Limited	366 Phan Van Tri, Go Vap District, HCMC	(+84) (028) 35885678	2021	3

<sup>27</sup> 出所: 各社のホームページを基にして B&Company 作成

#### 4.3.4. 健康食品を販売する小売店 – 薬局チェーン

表 22: 健康食品を販売する小売店リスト – 薬局チェーン<sup>28</sup>

No.	薬局名	事業者名	本社所在地	電話番号	設立年	店舗数
1	Long Chau Pharmacy	FPT Long Chau Pharma JSC	379-381 Hai Ba Trung, District 3, HCMC	(+84) (028) 73023456	2018	1600
2	Pharmacy	Pharmacy JSC	248A No Trang Long, Binh Thanh District, HCMC	(+84) 18006821	2012	936
3	An Khang Pharmacy	An Khang Pharma JSC	128 Tran Quang Khai, District 1, HCMC	(+84) (028) 38125960	2017	527
4	Pharmart	BPPharma JSC	3rd Floor, No. 57 Tran Quoc Toan Street, Hoan Kiem District, Hanoi	(+84) 19006505	2021	2
5	Truong Tho Pharmacy	My Duc International Medicine Pharmacy JSC	48C Hai Ba Trung, Hoan Kiem District, Hanoi	(+84) (024) 39364519	2015	1
6	Minh Chau Pharmacy	Y Te Xanh Trading Co., Ltd	114D Bach Dang, Tan Binh District, HCMC	(+84) 9391368	2020	1

<sup>28</sup> 出所: 各社のホームページを基にして B&Company 作成

#### 4.3.5. 健康食品を販売する小売店 - コンビニ、ミニスーパー、ドラッグストア

表 23: 健康食品を販売する小売店リスト - コンビニ、ミニスーパー、ドラッグストア<sup>29</sup>

No.	小売店名	事業者名	本社所在地	電話番号	設立年	店舗数
1	Winmart +	Wincommerce General Commercial Services JSC	23 Le Duan, District 1, HCMC	(+84) (028) 73081368	2010	3000
2	Bach Hoa Xanh	Bach Hoa Xanh JSC	128 Tran Quang Khai, District 1, HCMC	(+84) (028) 36229900	2010	1824
3	Circle K	Vong Tron Do Limited	160 Bui Thi Xuan, Pham Ngu Lao Ward, District 1	(+84) (028) 39408345	2008	400
4	FamilyMart	FamilyMart Vietnam JSC	63 Pham Ngoc Thach, District 3, HCMC	(+84) (028) 39305180	2014	266
5	B's mart	B-S Mart Co., Ltd	63 Tran Quang Dieu, District 3, HCMC	(+84) (024) 35659099	2013	150
6	Hasaki	Hasaki Beauty & Clinic JSC	71 Hoang Hoa Tham, Tan Binh District, HCMC	(+84) 18006324	2016	140
7	Guardian	Pan Asia Trading And Investment One Member Co., Ltd	346 Ben Van Don, District 4, HCMC	(+84) (028) 73022888	2011	100




<sup>29</sup> 出所: 各社のホームページを基にして B&Company 作成

#### 4.4.一般に流通している製品例





ベトナムでは、(1)補助食品、(2)保健用食品が、(3)医療食品、(4)特殊用途食品よりも、一般的に広く販売・消費されていることから、以下で紹介する例のほとんどが(1)補助食品、(2)保健用食品となる。

##### 4.4.1. 健康食品の例 - 食品・飲料系





表 24: 健康食品の例 – 食品・飲料系<sup>30</sup>




分類.	製品 画像	製品名 (健康食品分類)	製造者	価格 (VND)	内容量	製造国	成分/栄養価	効果/効能	販売 場所
A) 野菜、果物 とその加工 品		Vfresh apple kiwi juice (1)	Vietnam Dairy Products JSC (Vinamilk)	63,400	1L	ベトナム	アップルジュ ース、キウイジュ ース、炭水化物、タ ンパク質、脂質な ど	天然の栄養素を補い、健 康維持をサポート	Co.op Mart
		Calbee Fruit&Gran ola (1)	カルビー 株式会社	196,300	482g	日本	ビタミン、ドライ フルーツ、オート 麦	ビタミン、ミネラル、カ ルシウムの補給	Aeon Mall
B) 畜産物およ びその加工 品 (卵、ヨ		Zott Milk Tiger Fresh Cheese (1)	Zott Vietnam Co., Ltd	47,300	50g x 4 箱	ドイツ	チーズ、カルシウ ム、ビタミンD、 タンパク質	身長と体重の成長をサポ ートし、幼児のくる病を 予防	Lotte Mart

<sup>30</sup> 出所: 各社のホームページを基にして B&Company 作成

<p>ーグルト、牛乳、アイスクリーム、乳児用調製粉乳)</p>		<p>Vinamilk Unsweetened Fresh Pasteurized Milk (1)</p>	<p>Vietnam Dairy Products JSC (Vinamilk</p>	<p>35,000</p>	<p>1L</p>	<p>ベトナム</p>	<p>牛乳、安定剤、ビタミン (C、A、D3)、ミネラル (亜セレン酸ナトリウム) など</p>	<p>健康と身長の成長に必要なカルシウム、ビタミン、ミネラルを補給</p>	<p>Lotte Mart</p>
<p>C) 水産物およびその加工品</p>		<p>SG Food bird nest and salmon porridge (1)</p>	<p>Sai Gon Food JSC</p>	<p>36,000</p>	<p>240g</p>	<p>ベトナム</p>	<p>サーモンボーンブロス、米、オメガ3、ビタミンB群 (B1、B6、B9)、タンパク質、アミノ酸</p>	<p>健康に良い数多くの栄養素を補い、神経系、呼吸器系、消化器系の健康を促進</p>	<p>Bach Hoa Xanh</p>
		<p>Thai Long vitamin fish sauce-12 Degrees Protein (1)</p>	<p>Lavela JSC</p>	<p>27,600</p>	<p>500ml</p>	<p>ベトナム</p>	<p>アンチョビ, 食塩, 砂糖, 香料</p>	<p>エネルギー・栄養補給心臓の健康増進、免疫強化、血液の健康</p>	<p>Lotte Mart</p>
<p>D) 菓子類 (チョコレート、せん</p>		<p>Pulmoll sugarfree candy (1)</p>	<p>Kalfany Suesse Werbung</p>	<p>56,000</p>	<p>45g</p>	<p>ドイツ</p>	<p>ビタミンC、濃縮果汁</p>	<p>ビタミンCを補い、免疫システムをサポート</p>	<p>Long Chau Pharmacy</p>




べい、ゼリー)			GmbH & Co. KG						
		Mayora cheese wafer (1)	Mayora Vietnam Co., Ltd	5,000	53.5g	インドネシア	カルシウム、ビタミンA、B1、B6、B12	身長を伸ばす	MM Mega Market
E) ミューズリー (米、小麦、大麦フレークなど)		Bakalland Muesli (1)	Bakalland S.A JSC	89,200	300g	ポーランド	オーツ麦、米、バナナ、トウモロコシ、デーツ	必須栄養素を補給し、身体と脳の健康をサポート	Emart
		Quaker instant oatmeal (1)	PepsiCo Malaysia Sdn Bhd	47,000	300g	マレーシア	オーストラリア産全粒オーツ麦 100%	体内の栄養を補い、心血管疾患のリスクを軽減	Bach Hoa Xanh
F) 油		Simply Sunflower oil (1)	Calofic Co. Ltd	75,700	1L	ベトナム	ひまわりの種	老化を遅らせ、心臓病のリスクを軽減	Lotte Mart

		Kiddy Olive oil (1)	Calofic Co. Ltd	75,300	250 ml	スペイン	オリーブ、オメガ3・6・9、ビタミンE・K、ポリフェノール抗酸化化合物	子供の心身の発達をサポート	Bach Hoa Xanh
G) その他の加工食品		Ensure original nutrition shake vani flavour (3)	Abbott Nutrition	38,000	237 ml	アメリカ	大豆たんぱく質、ショ糖、乳たん白、植物油、フラクトオリゴ糖、セルロース、ビタミン、ミネラル等	成人が必要とする栄養の補給、消化のサポート、完全食として機能、栄養状態を改善する必要がある人、または迅速な回復が必要な人に栄養を補給	Long Chau Pharmacy
		Green Bird bird's nest & cordyceps beauty sweet soup (1)	Nutrines JSC	28,500	185ml	ベトナム	燕の巣、冬虫夏草、コラーゲン	栄養、エネルギー補給	Co.op Mart





#### 4.4.2. 健康食品の例 - 効果による分類





表 25: 健康食品例の例 – 効果による分類<sup>31</sup>

分類.	製品 画像	製品名 (健康食品分類)	製造者	価格 (VND)	内容量	製造国	成分/栄養価	効果/効能	販売 場所
A) 体重管理		Euro instant diet cereal (1)	International Food Industry JSC	57,000	25g x 20パック	ベトナム	大麦、小麦、米、大豆、トウモロコシ、イソマルト、大豆タンパクなど	低GIでダイエットをサポート	Bach Hoa Xanh
		Demosana Figurina lemon flavour (2)	Sanotact GmbH	365,000	20錠	ドイツ	ガルシニア・カンボジア、クエン酸 亜鉛、ビタミン B5、ビタミンB1	減量、体型維持、体重管理をサポート	An Khang Pharmacy
B) 美肌		Hydrolyzed collagen with vitamin C (2)	Nature's Bounty, Inc.	500,000	90錠	アメリカ	コラーゲン、ビタミンC、ナトリウム、L-オルニチン 塩酸塩	抗酸化をサポートし、肌の老化を抑える	Long Chau Pharmacy
		Acnacare (2)	Mega Lifesciences Public Co., Ltd	130,000	3シート x 10 錠	タイ	亜鉛、ビタミン C、サリナエキ	肌の皮脂分泌とニキビのリスクを軽減する抗酸化物質の補給	Guardian



<sup>31</sup> 出所: 各社のホームページを基にして B&Company 作成

							ス、ビタミンEなど		
C) 血液循環の 促進		Giloba 80 (2)	Mega Lifesciences (Australia) Pty. Ltd.	330,000	3 シート x 10 錠	オースト ラリア	イチョウの葉	脳循環の促進、注意集中 力の向上、記憶障害の改 善、めまい、頭痛、不眠 症、前庭障害の改善	Pharmac ity
		Bamogin (2)	Thanh Cong Pharmaceutica l and Trading Co., Ltd	160,000	60 錠	ベトナム	イチョウの葉、バ コパ・モニエリ、 パッシフローラ・ フォエティダ、ペ ニーワート、ポリ シアス	脳の血液循環を促進し、 記憶力低下、集中力低 下、ストレス、神経衰弱 などの症状を軽減	Long Chau Pharmac y
D) 肝機能		Boganic Premium (2)	Traphaco JSC	240,000	30 錠	ベトナム	ボガニック、グル タチオン、シリマ リンなど	肝臓強化、肝臓解毒、肝 細胞保護、肝機能強化、 肝機能低下による症状軽 減	Minh Chau Pharmac y
		Milk Thistle Pharma World (2)	Arnet Pharmaceutica l Corp.	445,000	60 錠	アメリカ	シリマリン、 Cynara scolymus、クルク マロンガ、タンポ ポなど	抗酸化のサポート、肝臓 の解毒作用のサポート、 肝臓保護、肝機能の向上	Long Chau Pharmac y

E) スポーツ		GU Roctane Electrolyte (2)	GU Energy Labs	350,000	50 錠	アメリカ	ビタミンD、ビタミンB6、マグネシウム、塩化物、ナトリウム、ショウガ根粉末など	スポーツ中のエネルギーと電解質を迅速に補給	Decathlon Vietnam Store
		Fine Sports Drink Powder (2)	Fine Japan Co., Ltd.	45,000	25g x 5パック	日本	ナトリウム、カリウム、プロテイン、グルコース、ビタミンC.	エネルギーと電解質を補給し、活力を高め、疲労を軽減し、塩分喪失と脱水を予防	Truong Tho Pharmacy
F) 女性の健康		To Nu Vuong Royal Care (2)	Vesta Pharma JSC	150,000	30 錠	ベトナム	大豆胚芽エキス、月見草オイル、プエラリアミリフィカエキス、コラーゲンペプチド、ビタミンEなど	女性ホルモンの分泌をサポートし、女性ホルモン不足によるほてり、不眠、肌のくすみを軽減	Pharmart
		Onagre (2)	Laboratoire CEVRAI	520,000	60錠	フランス	オナグルミ油、ビタミンE、牛ゼラチン、グリセリン、水など	細胞の老化を抑え、うるおいを保ち、肌を引き締め、月経前症候群、早期更年期障害、更年期障害の症状を軽減	Long Chau Pharmacy

G) 男性の 健康		Goodhealth Oyster Plus (2)	Good Health Products Ptd.	424,000	60 錠	ニュージー ーランド	フリーズドライオ イスターパウダ ー、酸化亜鉛	男性の活力と抵抗力の向 上をサポート	An Khang Pharmac y
		Sam Nhung Bo Than NV (2)	Dolexphar International Pharmaceutica l JSC	125,000	30 錠	ベトナム	Herba cistanches caulis cistanchis, radix rehmanniae, epimedium, gynochthodes officinalis, など	腎臓の健康をサポート し、生理的能力を高め、 活力を増大させ、男性の 更年期障害を軽減	Long Chau Pharmac y
H) 関節		Cot Thoai Vuong (2)	IMC Co., Ltd.	160,000	3 シート x 10 錠	ベトナム	ホマロメナ・オク ルタ、グリシン、 メチルスルホニル メタン、カルシウ ム、ビタミンB1、 ビタミンB2など	関節に必要な栄養素を補 い、変形性関節症による 関節痛を軽減し、骨や関 節を強化	Pharmac ity
		Vitatre Glucosamin e 1500 Plus Shark Cartilage (2)	Ferngrove Pharmaceutica ls Australia Pty. Ltd.	430,000	100 錠	オースト ラリア	グルコサミン塩酸 塩、サメ軟骨など	関節と軟骨の健康と機能 維持をサポート	Truong Tho Pharmac y

D) 循環器 機能		Co Enzyme Q10 & Evening primrose (2)	Thanh Cong Pharmaceutical and Trading Co.,Ltd	141,000	30 錠	ベトナム	魚油、月見草油、コエンザイムQ10、ビタミンE など	心臓血管系の機能をサポートし、血中コレステロールを減少させ、代謝をサポート	Long Chau Pharmacy
		NattoEnzym Red Rice (2)	DHG Pharma	460,000	60 錠	ベトナム	ナットウキナーゼ、紅麹など	血中コレステロールを減らし、血栓を溶かし、血液循環を改善し、動脈硬化や血管閉塞のリスクを軽減	An Khang Pharmacy
J) アンチエイジング		Collagen 5000 Dongchung hacho (1)	Well Bio	550,000	75ml x 10 本	韓国	冬虫夏草、果糖、コラーゲン、ビタミンCなど	老化を防ぎ、免疫力を高める	Phuc Nguyen Duong
		Nucos NMN (2)	AFC-HD AMS Life Science Co., Ltd.	3,950,000	60 錠	日本	ナイアシンアミド、モノヌクレオチド、ビタミンB3、コエンザイムQ10、ヒアルロン酸、赤ワインエキス、サケ卵巣エキスなど	アンチエイジング、美肌をサポート	Hachi Hachi

K) その他		Kingphar Valena (2)	Herbitech Technology Co., Ltd.	73,000	40 錠	ベトナム	バレリアナ・オフ イシナリス、パッ シフローラ・フォ エティダ・エキ ス、ステファニ ア・エキス、ロー タス・ハート・エ キスなど	心を落ち着かせ、安眠を 促し、神経の緊張を和ら げる	Long Chau Pharmac y
		Hair Volume (2)	New Nordic Healthbrands AB	630,000	30 錠	スウェー デン	ビオチン、ビタミ ンB5、マルス・ド メスティカ、パニ ツム・ミリア、イ キセツム・アーベ ンスなど	髪を強く美しく保ち、抜 け毛を抑え、髪のコ ンディションを維持	Pharmac ity



#### 4.4.3. 健康食品の例 - 原料・成分による分類

表 26: 健康食品例の例 - 原料・成分による分類<sup>32</sup>

分類.	製品 画像	製品名 (健康食品分類)	製造者	価格 (VND)	内容量	製造国	成分/栄養価	効果/効能	販売 場所
A) 藻類 (クロレ ラ、スピル リナ)		Algae deep sea Spirulina pellets (2)	Japan Algae Co., Ltd.	733,000	1500錠	日本	スピルリナパウダ ー	スピルリナ藻類から栄養素を補い、免疫力を高め、消化を促進し、老化を抑制	Long Chau Pharmacy
		Wealthy Health Organic Spirulina (2)	Universal Pharmaceuticals Australia	694,600	100 錠	オーストラリア	オーガニックスピルリナ	栄養、食物繊維、ミネラルの補給、抗酸化と炎症のサポート、コレステロールと血中脂質の減少、血糖値の低下のサポート、がん予防と脳卒中予防のサポート、減量のサポート	Pharmacy
B) ビタミン C、ビタミン E		Jele Beattie jelly carrageenan with vitamin A, C, E (1)	Srinanaporn Marketing Co., Ltd.	15,500	150g	タイ	濃縮果汁、果糖シロップ、砂糖、ビタミンC・A・E など	健康維持を助ける	Bach Hoa Xanh

<sup>32</sup> 出所: 各社のホームページを基にして B&Company 作成

		VitaDairy Nepro 1 milk powder (4)	Vitadairy Vietnam JSC	235,000	400g	ベトナム	タンパク質、脂 質、ビタミンA・ D3・E・C・B1・ B2・B6・B12、炭 水化物、カルシウ ム、亜鉛	低タンパク質、低ナトリ ウム、低カリウム、低リン で、低タンパク質食が 必要な人や尿毒症性腎臓 病患者向けに、エネルギー と必須アミノ酸、ビタ ミン、ミネラルを配合、 健康増進、吸収と消化を サポート	An Khang Pharmac y
C) 糖類 (キトサ ン、食物繊 維、グルコ サミン)		Pharmekal triple strength glucosamin e 1500mg (2)	Natural Vitamins Laboratory Corp.	290,000	60錠	アメリカ	グルコサミン塩酸 塩、MSM、コラ ーゲンタイプ I&III、ステアリ ン酸、ステアリン 酸マグネシウム、 シリコンジオキシ ド、クロスカメッ ロナトリウム、コ ンドロイチン硫 酸、ビタミンD3、 など	関節に必要な栄養素を補 い、関節の柔軟性をサポ ート	Pharmar t

		Slim Body New (2)	Vietnam Military Medical Academy	407,000	100 錠	ベトナム	ハーブ、キトサン、L-カルニチンなど	新陳代謝を促進し、脂質の吸収・蓄積を減らし、血中脂質の減少と減量を支える	Long Chau Pharmacy
D) ハーブおよびその他の植物成分 (高麗人参、若ハトムギ、イチヨウ葉エキス、梅エキス、ニンニク、緑茶エキス)		Linh Dan black garlic (1)	Food & Nutrition Development Consulting JSC	254,200	250g	ベトナム	60日間自然発酵させた皮付き黒にんにく“Co Don”	免疫力強化、抵抗力強化、酸化抑制、コレステロール低下、アテローム性動脈硬化のリスク低減	Coopmart
		Kotimogin (2)	Thanh Cong Pharmaceutical and Trading Co., Ltd.	350,000	20 シート x 3 錠	ベトナム	高麗人参、鹿角エキス、冬虫夏草、ローヤルゼリーなど	体に必要な栄養素を補い、健康を増進し、老化を抑え、抵抗力を高める	Long Chau Pharmacy
E) 蜂製品（プロポリス、		Xuan Nguyen golden turmeric honey (2)	Xuan Nguyen Group JSC	56,000	100g	ベトナム	ターメリックパウダー、蜂蜜	病気明けの人や産後の女性の健康増進、胃炎や十二指腸炎の予防、体内のビタミン補給	Guardian

ローヤルゼリー)		Wealthy Health dark organic propolis 2000 (2)	Universal Pharmaceuticals Australia	768,000	90 錠	オーストラリア	プロポリス, キャロブポッド, グレープシードオイル, 植物油, 酸化鉄, レシチン, 大豆油, 白蜜蝋	自然の抵抗力を高め、健康を増進し、アンチエイジングをサポートし、肌を美しくし、抗菌・抗炎症作用をサポートし、心臓血管の健康を増進し、がんを予防	Pharmacy
F) 発酵微生物 (乳酸菌、酵母、納豆菌培養エキス)		Jpanwell Bifido Plus (2)	Aliment Industry Co., Ltd.	990,000	30 錠	日本	乳酸菌、ビフィズス菌BB536、水溶性食物繊維、牛乳中のオリゴ糖	大腸の健康を増進するバクテリアの補給、一般的な大腸疾患を軽減、腸内細菌異常症による消化器疾患の症状を軽減	Long Chau Pharmacy
		Dr.G Bifidus (2)	Bifido Co., Ltd.	600,000	2g x 10パック	韓国	乳酸菌、ビフィズス菌、腸球菌など	細菌性疾患、消化機能障害を予防し、腹痛、腹部膨満感、消化不良、下痢の症状を軽減	An Khang Pharmacy
G) 脂質 (EPA、DHA、大豆レシチン、		Omega-3 fish oil (2)	Pharmekal Health Products, LLC	198,000	100 錠	アメリカ	魚油、EPA、DHAなど	心臓血管の健康と脳の発達をサポート	Hasaki

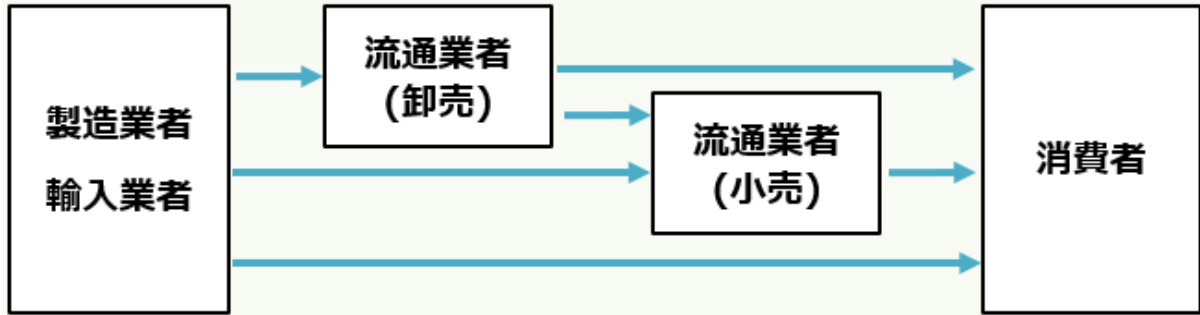
イブ、サクラソウ油、オメガ3)		Seishun Primrose (2)	Nakanihon Capsule Co., Ltd.	515,000	60 錠	日本	月見草オイル、大豆エキス、桜の花エキスパウダーなど	ほてり、ストレス、不安など、早期更年期障害や更年期障害の症状の改善	Long Chau Pharmacy
H) タンパク質 (牡蠣エキス、フィレエキス)		Vitree Oyster Extract (2)	Ferntree Pharmaceuticals Australia Pty. Ltd.	660,000	90 錠	オーストラリア	カキ殻パウダー、クエン酸亜鉛など	男性の生殖機能の維持をサポート	Pharmart
		OB Sea Oysters (2)	Phil Inter Pharma Co., Ltd	329,000	30 錠	ベトナム	カキ抽出物、酸化亜鉛、硫酸マンガン、モリブデン酸ナトリウム、ビタミンE、ビタミンB9、セレンなど	活力を高め、男性の生理機能を改善	Pharmacy
I) キノコ類 (マンネンタケ、シイ		Naturenz Gold (2)	DHG Pharma	99,000	3 シート x 10 錠	ベトナム	霊芝、紅多年草、マリーゴールド、霊芝、高麗人参、ヒラタケなど	肝炎の症状を軽減し、肝臓の解毒をサポートし、肝機能を高める	Guardian

タケ)、ミネラル類 (カルシウム)		Agaricus mushroom (2)	Orihiro Co., Ltd	750,000	432 錠	日本	アガリクス・ブラゼイ、βグルカンなど	がん治療のサポート、転移性腫瘍の予防、日和見細菌やウイルスに対する抵抗力の向上、慢性疾患の予防	Hoang Quan Store
J) その他		EX Placenta (2)	Itoh Kanpo Pharmaceutical Co., Ltd	1,495,000	120 錠	日本	豚プラセンタ、コラーゲンペプチド、低分子ヒアルロン酸、セラミド、コエンザイムQ10など	抗酸化栄養素の供給、肌の保湿、肌の弾力とハリ強化、女性ホルモンの生成・維持・バランス調整	Hasaki
		Pasteurized fresh milk containing bird's nest (1)	Vietnam Dairy Products JSC (Vinamilk)	50,456	180ml x 4 本	ベトナム	燕の巣、新鮮な牛乳、砂糖、ビタミンA・K2・D3、セレンなど	骨と免疫力の強化をサポート	Vinamilk store

#### 4.5.流通・販売チャネル

健康食品は、国内の製造業者または輸入業者を通じて様々な販売チャネルで消費者に販売されている。

表 27: 健康食品の流通経路<sup>33</sup>



分類	説明
製造業者/ 輸入業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベトナムの健康食品製造会社、特に保健用食品製造会社の数は過去に急増したが、現在は安定している</li> </ul>
流通業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康食品4分類で以下の傾向がみられる               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 補助食品: 一般的な食品、また健康・高品質な製品・オーガニック製品の流通業者が取り扱うケースが多い</li> <li>✓ 保健用食品: 医薬品や医療関連品の流通業者が取り扱うケースが多い医療食品&amp;特殊用途食品: 乳製品(粉ミルク、液状ミルク)があるため、乳製品関連の専門流通業者が多い</li> </ul> </li> <li>一部の卸売業者は小売も行っており、消費者に直接販売している</li> </ul>
卸売	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホーチミン市の第10区医薬品卸売市場(To Hien Thanh市場)、ハノイのHapulico医薬品卸売市場が2大医薬品卸売市場であり、多数の健康食品が取り扱われている</li> <li>thuocsi.vnやchosithuoc.comのような医薬品卸売オンラインプラットフォームもあり、市場の新たな流通経路として存在感を増しつつある</li> </ul>
小売	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康食品は、薬局、マルチ・レベル・マーケティング(MLM)、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、雑貨店、ドラッグストア、ハンドキャリアー</li> </ul>

<sup>33</sup> 出所: デスクリサーチおよび流通業者へのインタビュー結果を基にして B&Company 作成

	商品を販売する個人・店舗、オンラインプラットフォーム等で販売されている
--	-------------------------------------

以下、各小売チャネルの概要説明となる。

**表 28: 健康食品が販売されている代表的な小売チャネル概要<sup>34</sup>**

分類	説明
薬局	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保健用食品、医療食品、特殊用途食品の主要販売チャネルであり、幅広い商品を揃えている</li> </ul>
マルチ・レベル・マーケティング (MLM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Amway社、Herbalife社等の国際ブランドが代表的であり、販売員ネットワークの拡充および顧客ケアにより広く普及している</li> </ul>
スーパーマーケット、コンビニ、雑貨店、ドラッグストアなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スーパーマーケット、コンビニエンスストア、雑貨店、高級食品を取り扱う専門店では主に補助食品が取り扱われている</li> <li>• 大手ドラッグストアチェーンの健康食品を取り扱う店舗もある (例: GuardianやHasaki等)</li> <li>• 医療食品のうち、一部商品はスーパーマーケット、ミルク専門店でも購入できる</li> </ul>
ハンドキャリー商品を販売する個人・店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ベトナムには正規輸入品とは別にハンドキャリー品(物品を手荷物扱いで持ち込まれ販売される物品)が一般的に流通・販売されている。健康食品(特に保健用食品)はハンドキャリー品としても人気の物品となっている</li> <li>• ベトナムの消費者の一部には、知人が海外から持ち込んだ商品を信頼する傾向がみられる (例: 店舗で購入した場合、偽造品かもしれないと心配する等)</li> <li>• ハンドキャリー品は所定手続きを通さず密輸品であることも多く、適切な管理がされず、品質が悪く、製造元不明の物品、偽造品・模造品が流通する一因となっている</li> </ul>
オンライン・プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 従来オフラインで販売していた各小売チャネルが、オンライン販売への対応を進めている</li> <li>• Eコマースサイト、SNSプラットフォーム、小売事業者ウェブサイト(例: 大手薬局)での販売が増加傾向にある</li> <li>• オンライン購入は、高齢者ではなく若者が中心となる</li> </ul>

参考情報: 流通・販売にかかるコスト

“商品の流通・販売にかかるコストは、商品の種類や企業ポリシー、販売経路ごとに異なるため、利益率もそれぞれ異なります。当社の場合、商品の販売価格は輸入価格の4~5倍程度で設定していることもあります。税金、マーケティング

<sup>34</sup> 出所: デスクリサーチおよび流通業者へのインタビュー結果を基にして B&Company 作成



費、運送費、管理費などを差し引くと、利益率は販売価格の5～15%程度となります”

- 保健用食品の輸入・販売業者

参考情報: 薬局は消費者にとって信頼性の高い販売チャネルとなっている

B&Companyの調査(2023年):

- 成人用サプリメントについて、約80%が「薬局はサプリメントをリーズナブルな価格で販売している」と回答
- 妊婦用サプリメントについて、約80%が「薬局のサプリメントは信頼度が高い」と回答
- 子供用サプリメントについて、約80%が「薬局のサプリメントは製造元が明確である」と回答

## 5. 法令違反・行政処分事例

健康食品市場の拡大および参入事業者の急増を受け、法令違反・行政処分が数多く報じられている。食品安全に関する規制の違反および行政処分を受けた事業者に関する情報は、[保健省食品安全局のウェブサイト](#)や各種報道メディアを通じて公表される。

表 29: 健康食品に関する法令違反・行政処分の例 (2021 年、2022 年)<sup>35</sup>

事業者名 (所在地)	製品	違反内容	罰金 (百万 VND)	追加罰則	是正措置
Napharco Pharmaceutical Co., Ltd. (Hung Yen)	• LiverRefresh • JointsRefresh (保健用食品)	製品ラベルの義務的表示に関する違反	8.5	なし	製品ラベルの強制修正
BabyMart Shop (Ninh Binh)	外国製栄養食品・機能性食品 50品目(2,440万 VND相当)	• ベトナム語のラベルが貼られていない輸入品の販売 • 密輸品の販売	27.25	違反品の押収	なし
Quang Nam Ngoc Linh Ginseng	Ngoc Linh高麗人参ティーバッグ (保健用食品)	食品安全性規則違反(好気性細菌基準)	60	なし	食品の強制回収、食品の再輸出、破棄

<sup>35</sup> 出所: 保健省食品安全局、各省・市当局傘下の報道ウェブサイトより (保健省食品安全局

<https://vfa.gov.vn/thanh-kiem-tra/cong-ty-tnhh-duoc-pham-napharco-vi-pham-quy-dinh-ve-noi-dung-bat-buoc-tren-nhan-hang-hoa.html> ニンビン省市場管理総局(商工省傘

下)<https://ninhbinh.dms.gov.vn/CmsView-QLTT-portlet/html/print cms.jsp?articleId=35258>、保健省食品安全局 <https://vfa.gov.vn/thanh-kiem-tra/cong-khai-danh-sach-co-so-vi-pham-hanh-chinh-ve-an-toan-thuc-pham-tinh-tu-ngay-2092022-den-1612023.html> 労働首都新聞(ハノイ市労働連合会) <https://laodongthudo.vn/tphcm-xu-phat-va-buoc-thu-hoi-san-pham-tieu-dung-cua-nhieu-thuong-hieu-lon-146057.html#:~:text=C%C3%B4ng%20ty%20%E1%BB%95%20ph%E1%BA%A7n%20Bibica%20v%E1%BB%ABa%20b%E1%BB%8B%20x%E1%BB%AD%20ph%E1%BA%A1t%20bu%E1%BB%99c, trong%20th.>)

Pharmaceutical Trading JSC (Quang Nam)					
Bibica Corporation (HCMC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミルクビスケット Quasure light</li> <li>・Pandan 風味ケーキ Quasure light</li> <li>・ミルク風味栄養シリアル Quasure light (特殊用途食品)</li> </ul>	製品公表登録が義務付けられた製品に対して製品自己公表を実施	90	当該3製品の2か月間の製造・販売停止	食品の強制回収、製品自己公表の強制取り消し

表 30: 偽造健康食品の摘発事例 (2022 年、2023 年)<sup>36</sup>

事業者名(所在地)	違反内容	罰則
Private facility (Cao Son village, Tien Phuong commune, Chuong My, Hanoi)	機能性食品について、実際はベトナム国内で約1.2万パッケージの製造・包装を行っていたが、その包装には原産地をアメリカ、日本、韓国として偽っていた	すべての証拠品の押収、刑事責任追及
Holland Milk JSC (Co Nhue 1 ward, Bac Tu Liem district, Hanoi)	当局が65バッチをサンプル検査したところ、包装に記載された基準値の70%を満たさず、当該乳製品29,400パッケージが偽造品とされた	製品の押収後、偽造品を製造・販売した罪で起訴

補足事項：

政令98/2020/ND-CP号3条7項によると、「偽造品」の定義は下記の通りであり、上記2件で製造されたものは「偽造品」とみなされる：

- ・ 商品ラベル・包装に、偽りの製造業者、輸入業者または販売業者の名称または住所、商品の登録番号、表示番号またはバーコード、原産地、製造・包装場所が記載されている商品
- ・ 製品の品質が製品公表登録又は製品自己公表された技術規則又は品質基準で規定された最低レベル、若しくは商品ラベルに記載された品質基準の70%に達していない商品

6. 健康食品の消費トレンド

<sup>36</sup> 出所: 各省・市当局傘下の報道ウェブサイトより (新ハノイ新聞(ベトナム共産党・ハノイ市委員会) <https://hanoimoi.vn/triet-pha-co-so-lam-gia-thuoc-va-thuc-pham-chuc-nang-lon-o-huyen-chuong-my-444239.html> ダナン市公安局 <https://congan.danang.gov.vn/-/khoi-to-hinh-su-vu-an-cong-ty-co-phan-sua-ha-lan-san-xuat-sua-bot-kem-chat-luong#:~:text=Ngo%C3%A0i%20vi%E1%BB%87c%20kh%E1%BB%9F%20t%E1%BB%91%20v%E1%BB%A5,ti%E1%BB%81n%20ph%E1%BA%A1t%20985%20tri%E1%BB%87u%20C4%91%E1%BB%93>)

## 6.1. 健康食品に対する意識・嗜好

近年のベトナム人の健康意識向上に伴い、健康・食生活に対する意識が高まり、健康食品はより一般的なものになっている。

○ 健康・食生活に対する意識に関する調査結果:

### Cimigoの調査(2022年):

- 回答者の85%が食生活の改善に努め、55%が定期的に運動をしている
- 特に糖分を気にする傾向があり、ダイエットをしている人の37%が糖分の入った食べ物や飲み物を控えている
- 野菜と果物が健康的な食生活に寄与すると考える人が多く、特にダイエットを実践している人の中で顕著である。47%がダイエット中にたくさんの野菜や果物を摂取し、45%が商品ラベルを読む際に食物繊維の含有量をチェックしている

消費者は健康増進および改善を期待して健康食品/サプリメント<sup>37</sup>を購入・摂取しており、年齢、性別によって期待する効果が異なる。

○ 健康食品に期待する効果に関する調査結果:

### B&Companyの調査(2023年):

- 成人(30-49歳): 免疫力強化(90%)、栄養補給(75%)、デトックス(65%)  
成人(50歳以上): 病気の治療のサポート(80%)、デトックス(50%)
- 妊婦: 免疫力強化(99%)、栄養補給(95%)、消化補助(45%)  
胎児: 発育サポート(95%)、脳の発達(85%)、免疫力強化(85%)
- 子供: 免疫力強化(100%)、栄養補給(95%)、発育サポート(85%)

表 31: 年齢/性別での健康食品/サプリメントに対して期待する効果<sup>38</sup>

分類	年齢	項目	期待する効果
成人	18-29 歳	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 免疫力強化 (マルチビタミン)</li> <li>● 美容 (コラーゲン、食物繊維など)</li> <li>● 健康増進 (亜鉛、マンガン、マグネシウムなど)</li> </ul>
		性別	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心臓病</li> <li>● 脳卒中</li> </ul>
	30-49 歳		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 肝臓病</li> <li>● 骨や関節の病気の予防</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男性: 肝臓、腎臓の強化、活力増強</li> <li>● 女性: アンチエイジング、美容、ダイエット</li> </ul>	
	50 歳以上	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記憶力低下防止</li> <li>● 骨・関節の強化</li> <li>● 不眠症の改善</li> <li>● 脳卒中の予防</li> </ul>
		性別	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男性: 肝臓、腎臓の強化</li> </ul>

<sup>37</sup> 保健用食品の中で、「機能性食品」と呼ばれるものを指す

<sup>38</sup> 出所: デスクリサーチを基にして B&Company 作成

妊婦	全年齢	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠前: コラーゲン、ビオチン、ビタミン、ホルモン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠中: ビタミン、鉄分、カルシウム、葉酸</li> </ul>
子供	0-6 歳	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身長伸びと体重増加</li> <li>●健康な食生活</li> <li>●脳のサポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目のサポート</li> <li>●ビタミン</li> </ul>
	7-15 歳	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ビタミン</li> <li>●カルシウム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目のサポート</li> </ul>

## 6.2. 特定状況化で購入される健康食品

普段、健康状態の維持・改善を目的とした健康食品利用の習慣がない人についても、妊娠・出産・育児・病気等の特定状況・目的で利用が検討される傾向があり、その場合、消費者はより効果を重視して選択し、比較的高価格帯の商品も選ばれやすい。

表 32: 健康食品/サプリメントの需要が高まる状況および期待する効果<sup>39</sup>

特定状況	期待する効果
子供を産もうと考えている夫婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康な子供を妊娠したい</li> <li>●妊娠確率を上げたい</li> </ul>
妊娠中の女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●胎児が健康に育ってほしい</li> </ul>
子供を抱える家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子供の身長が伸びてほしい</li> <li>●子供の脳が発達してほしい</li> </ul>
病気を抱える、あるいは心配する人 (特に高齢者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●膝、関節痛の症状を解決したい</li> <li>●ガンを直したい、ガンを予防したい</li> </ul>

また、健康食品は、特別なイベント(旧正月での帰省など)での、特に上記のような特定状況下にある親類・知人への贈答品として選ばれることもあり、その場合、比較的高価格帯の商品も選ばれやすい。

## 6.3. 日本と他国の健康食品の比較

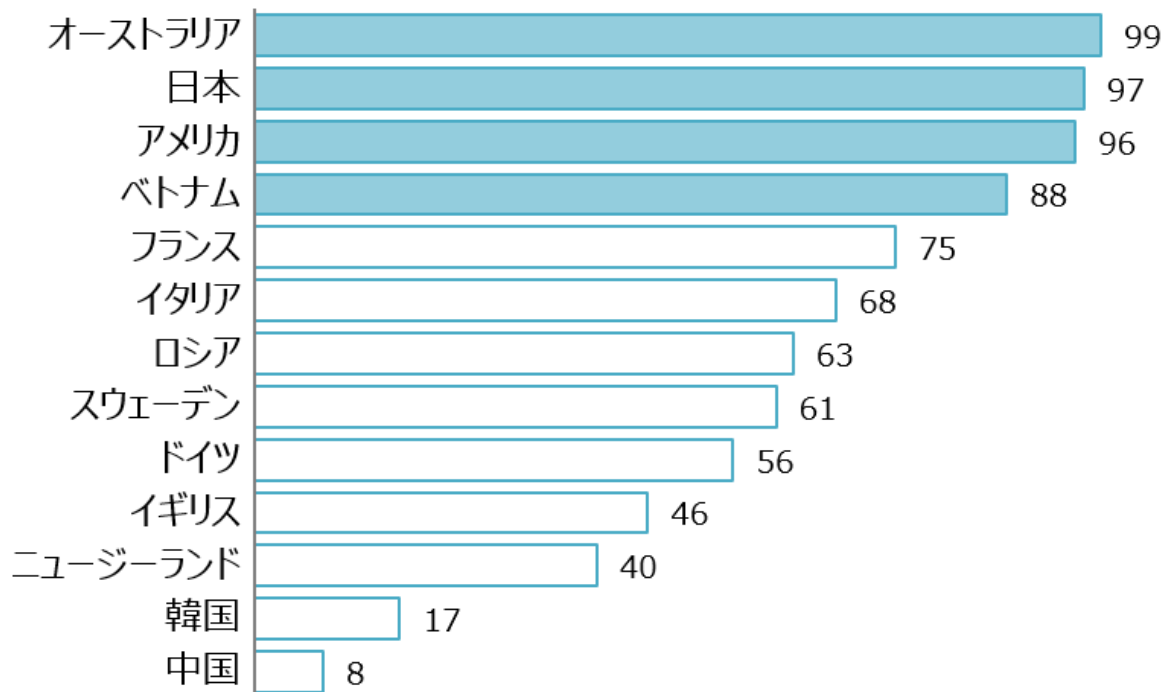
### ■ 原産国での認知度

サプリメントの消費習慣がある成人、子供を持つ保護者計400人に対してB&Companyが実施したアンケート調査にて、「自身が知っているサプリメントの原産国」を聞いたところ、オーストラリアが最も高く、次いで日本、アメリカ、ベトナムの順となっている。

<sup>39</sup> 出所: デスクリサーチを基にして B&Company 作成

図 7: 知っているサプリメントの原産国

単位: %



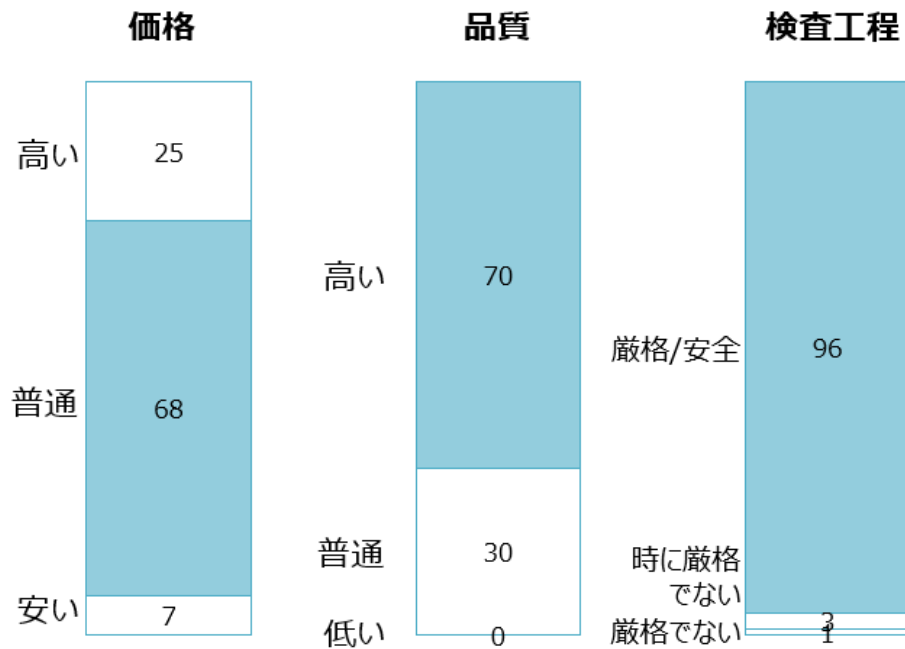
出所: B&Company アンケート調査(2023年)

#### ■ 日本製サプリメントの評価

日本製サプリメントは、ベトナム消費者からの信頼度が高い。「日本製サプリメントに対する評価」を聞いたところ、回答者の多くが、日本製サプリメントは品質が高く、製造・検査工程が厳格/安全であると評価している。

図 8: 日本製サプリメントに対する評価

単位: %



出所: B&Company アンケート調査(2023年)

■ 直近に利用されているサプリメント

「過去6か月間で使用したサプリメントの原産国」について聞いたところ、80%超が「オーストラリア製」と回答している。

オーストラリア製品の利用率が高い理由としては以下が挙げられる。

- ✓ ハノイやホーチミン市などの大都市では、オーストラリアに親戚や友人が住んでいる人が多く、オーストラリアでサプリメントを購入する機会が多い
- ✓ オーストラリア製のサプリメントは、1回限りの購入であれば、他の国の製品よりも手頃な価格で購入できる

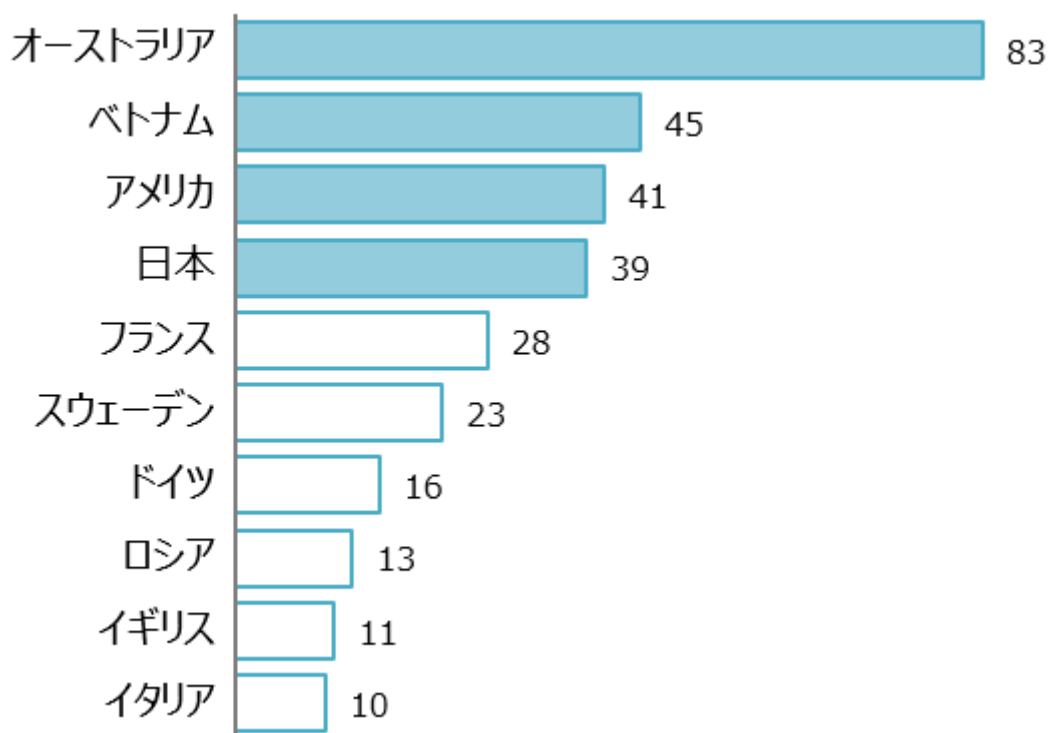
例) Nature's way complete multivitamins : 29万VND/1箱200カプセル

Daily Multi Kirkland: 55万VND/1箱500カプセル

日本製サプリメントは認知度ではオーストラリアに次いで2位だったものの、認知度と比較すると使用率は少し低い状況にある。

図 9: 直近 6 か月に使用したサプリメントの原産国

単位: %



出所: B&Company アンケート調査(2023 年)

### 参考情報: ベトナムローカルの製造事業者

ベトナムでは、食品/飲料製造および医薬品製造の大手事業者が、健康食品/サプリメント分野に参入している。

以下、参考情報として、大手医薬品製造事業者の健康食品の取扱状況を示す。

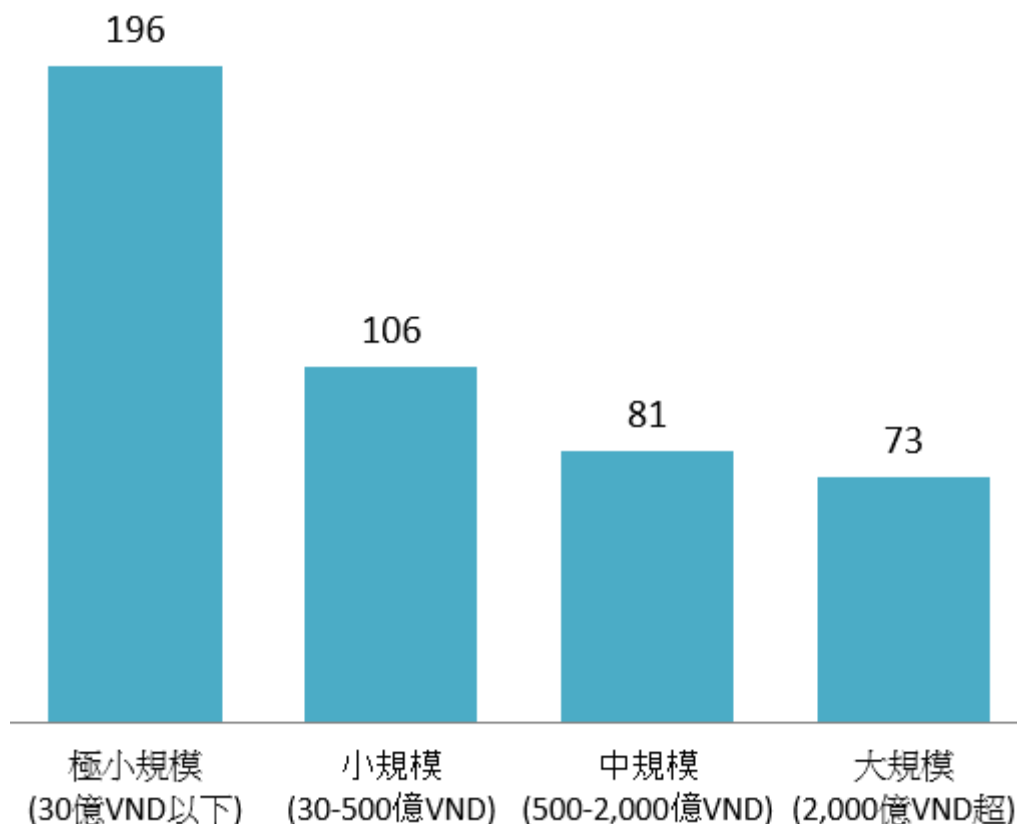
表 33: ベトナムにおける医薬品製造事業者売上 Top10 (2021 年)

事業者名	国籍	売上 (100万USD)	取扱製品	
			医薬品	健康食品
<a href="#">DHG Pharma</a>	ベトナム	167	○	○
<a href="#">PYMEPHARGO</a>	ベトナム	94	○	○
<a href="#">TRAPHACO JSC</a>	ベトナム	91	○	○
<a href="#">TENAMYD JSC</a>	ベトナム	82	○	○
<a href="#">STELLAPHARM</a>	ベトナム	75	○	○
<a href="#">Sanofi Vietnam</a>	フランス	72	○	○
<a href="#">Ha Tay Pharma</a>	ベトナム	65		○
<a href="#">Domesco</a>	ベトナム	62	○	○
<a href="#">SUHEUNG</a>	韓国	61		○
<a href="#">IMEXPHARM</a>	ベトナム	53	○	○



図 10: ベトナムにおける売上規模別の医薬品製造事業者数 (2021 年)

単位: 事業者数



出所: B&Company の保有する企業データベースからの分析

付記事項:

上記はVSICコード(ベトナム標準産業分類コード)21001「医薬品の製造」を主要事業として当局へ登録している事業者の分析となる。コードには「健康食品/サプリメントの製造」は存在せず、それを主要事業とする場合、当局にどのコードで申請・登録するか明確ではないが、最も適しているだろう分類として本21001をピックアップした。ただし、「医薬品も含まれた売上である」、「売上Top10事業者のうち10社全てが健康食品を取り扱っておりTop10以下も多くが取り扱っていると推測しているが全社の確認は出来ていない」、「一般食品/飲料製造事業者が健康食品/サプリメント分野に参入した場合、主要事業は一般食品の製造で登録されている」という理由から、上記はベトナム製造の健康食品の市場規模イメージを掴むための参考情報となる。

#### 6.4. サプリメント以外の健康食品の消費動向

サプリメント以外にも、健康志向の食生活需要が年々拡大しており、健康志向商品の消費および流通が増えてきている。

■ 健康的な飲料の消費増加:

若者を中心に、健康視点で食べ物/飲み物を気にする層が増えている。

“玄米ドリンク、自家製のナッツミルクを飲むのが好きです。体を浄化し、多くの栄養素を提供してくれる等、健康上の利点を多くもたらすからです”

– Thanh nien誌(オンライン新聞、2023年9月、  
「学生が健康視点で健康のために実施していることを報じる記事」)

■ エネルギー補給ゼリー/ゼロカロリー飲料の消費増加:

エネルギー補給といった特定目的でのゼリー飲料商品が販売されている。

“2023年、ベトナムではフルマラソン・イベントが昨年比25%増の41件開催された。栄養補給は非常に重要で、多くの参加者がレースの最初から注意を払っている。スポーツコーチによると、選手は各チェックポイントで200~300キロカロリー、ジェル/ゼリーパック2~3個分を補給する必要がある”

– Vnexpress誌(オンライン新聞、2023年12月、2024年1月、  
「ジョギング、マラソンを趣味とする人が増えていることを報じる記事」)

健康目的で飲料からの糖分摂取を減らしたいと考えている人が増えている。

“以前は好きなものを何でも食べていましたが、糖尿病の話を知ったり、健康/美しさを保ちたいと思うようになり、今は常に健康的な食べ物を選ぶようになりました。元々は清涼飲料水が大好きでした。辞めようと考え始めたときには1日2本飲んでいたので、急に辞めてしまうことは耐えられず、毎日飲む量を徐々に減らしていき、他の無糖飲料に置き換えました”  
“砂糖入りヨーグルトから低糖のものに切り替えました”

– Vnexpress誌(オンライン新聞、2023年7月、  
「若者が健康的な食生活を推進する理由と題した記事」)

■ ダイエット/健康製品の消費増加:

ダイエット/健康をPRした製品の中には一定の人気が出たものが現れている。

“酵母を用いて30日間発酵させたお茶(紅茶または緑茶)にハーブを加えて、果実エキスを加えたドリンクであるStar Kombucha製品は便秘解消やホルモンバランス調節、抗菌作用からもたらされる肌の老化抑制など、健康上の利点がある。現在ベトナムでは多くのスーパーマーケットチェーンで購入でき、コロナ禍に流行した飲料製品の1つとなる”

– Vnexpress誌(オンライン新聞、2021年11月、  
「Star Kombucha製品が米国FDAから品質認証を取得と題した記事」)

図 11: 健康志向の飲料・食品の商品イメージ<sup>40</sup>



### 6.6. ベトナムでの商品展開の留意点 – ベトナム流通業者からの意見

ベトナムでの商品展開について、実際に輸入食品を取り扱う輸入・流通業者からの話を聞いたところ、多くの留意点が挙げられた。業者からの発言および留意点を以下で紹介する。

#### 6.6.1. 市場浸透戦略についての留意点

業者の発言	留意点
<p>流通業者はベトナム市場について知見を持っているため、メーカーに対して、ベトナム市場に適切にアプローチする方法をアドバイスすることができます。また、メーカーは流通業者のリソースを活用して顧客に対して周知活動を行うこともできるかもしれません</p> <p>- ホーチミン市のスーパーマーケットチェーン 購買担当者</p>	<p>健康食品は一般食品よりも、消費者への周知活動に時間/リソースが必要となるため、適した流通業者を選ぶべき (例: 小売チャネルのネットワークが強い、周知活動を協力して進められそう等)</p>
<p>輸入業者や流通業者は”流通能力/オペレーション能力が十分にあるか、一定の輸入量を確保することはできるか”といった質問をよく受けます。ただ、弊社もそうですが、他の大手流通業者についても”新製品を大量に輸入する”ことは躊躇いがあると思います。海外では品質が証明されていて売れている商品でも、ベトナム市場で受け入れられるのか、大量に輸入するほどの商品なのかは誰にも分かりません</p> <p>弊社で多種の製品を輸入したい場合、海外の商社を通じて輸入することが多いです。商社はその国の複数メーカーから製品を集めて、ベトナムに輸出します。製品を大量に輸入する必要があるのは、ベトナム市場でその製品が受け入れられると分かった後です</p>	<p>日本製品は相対的高価ということもあり、ベトナム市場で新製品が受け入れられるか確証を持ってない業者は多い</p> <p>そのため、輸入業者や流通業者との契約する際には、より柔軟に対応する必要があるようである</p> <p>(例: 最低輸入数量等は業者の要望・見解を踏まえて設定する)</p>

<sup>40</sup> 出所: 各社のホームページ

<p>- ホーチミン市のスーパーマーケットチェーン 購買担当者</p>	
<p>販売側との最初の打ち合わせでは輸入価格だけの交渉になることが多いです。販売側は外国人であり、割引やマーケティング戦略を決定できるほどベトナム市場について理解しておらず、マーケティング戦略は小売業者の責任になっています。両者の協力関係が長くなれば、製品を市場に浸透させるためのサポートコストといったことを協議できると思っています</p> <p>- ハノイの輸入販売業者</p>	<p>マーケティングをどのように進めるかといった各種戦略の相談が双方で円滑にできるように、まずは一定の時間をかけて協力関係の構築・持続が必要となる</p>

### 6.6.2. 製品についての留意点

業者の発言	留意点
<p>お茶の中には天然素材から作られた製品もあり、メーカーもその点をPRしている。消費者も天然由来のお茶が健康に良いと認識していますが、購入するかどうかは、その製品の味やブランドに関する好みで判断されることが多いです</p> <p>- ホーチミン市のスーパーマーケットチェーン購買担当者</p>	<p>健康要素はプラスに評価されるが、味・信頼性が前提となる</p>
<p>消費者の大半は、質の良い製品というより”無害”な製品に関心があり、危険じゃなければそれで良いと考えています。付け加えると、消費者は健康に良い製品を使いたいと思っていますが、その製品が他の製品と比べて高価であれば、それにお金を費やすまでには至っていません</p> <p>- ホーチミン市のスーパーマーケットチェーン購買担当者</p>	<p>健康・安全に対する意識は確かにあるが、その付加価値に対しての支払い意欲は現時点で十分高いとは言えない</p>
<p>日本製品の価格競争力を高めるために、市場投入最初の数年間は販売価格を下げるために低い利益目標を設定すべきです。2年目から、製品価格の引き上げの交渉をすることができます。協力期間中、双方は忠誠心を持ち、製品改良のために協力する必要があります。両者の協力がなければ製品価格を引き上げることはできません</p> <p>- ホーチミン市のスーパーマーケットチェーン購買担当者</p>	<p>消費者はサプリメントの価格に敏感であるため、マーケティング費用や市場に適した価格設定について十分な検討が必要である</p>
<p>日本の製品パッケージは実用的ではなく、人目を引くものでもなく、英語表記もないものが多いので、その製品が何なのか、どのような機能があるかが分かりにくいです</p> <p>韓国を筆頭に、他の国の製品の場合、ベトナム市場に合わせたパッケージデザインがされ、英語化あるいはベトナム語化が求められる</p>	<p>ベトナム市場に合わせた製品のパッケージに注力すべきである</p>

<p>ナム語になっているものもあります。ベトナムでの製品のパッケージングのためにOEMを行う企業もあります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ホーチミン市のスーパーマーケットチェーン購買担当者</li> </ul>	
<p>ゼロカロリーの炭酸飲料の販売数量は、オリジナルフレーバーの約6割に過ぎません。低カロリー商品は従来商品とセットで流通/販売されています。健康視点で低カロリー商品を必要とする顧客がターゲットになっていますが、売上規模はまだ小さいです</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ホーチミン市のスーパーマーケットチェーン購買担当者</li> </ul>	<p>健康志向商品は現時点で主力商品ではない</p>

以上

健康食品調査（ベトナム）

2024年 3 月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ） 農林水産食品部 市場開拓課

〒107 - 6006 東京都港区赤坂 1 - 12 - 32 アーク森ビル

TEL : 03 - 3582 - 5186

禁無断転載